

欧州投資関連コスト一覧 (北アフリカ・CIS 諸国を含む)

在欧州・ロシア・CIS・カイロ事務所

欧州ロシア CIS 課・中東アフリカ課

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、万一、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロでは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

ジェトロは2012年10月、欧州・ロシア CIS 地域（エジプト・カイロ含む）の25都市を対象とした投資関連コスト比較調査をまとめた。欧州債務危機の影響を受けて、財政再建を目標とした付加価値税率の引き上げを実施する国が多く見られた。他方、2011年の賃金水準については、全体に上昇基調が強まったが、依然として、西欧と中・東欧との格差が大きい。

＜複数国で付加価値税・標準税率の引き上げを実施＞

今回の調査では、欧州債務危機の影響を受けて、付加価値税率の引き上げを実施する国が多く見られた。英国、スイス、ポーランド、スロバキアが2011年1月に、イタリアが2011年9月に引き上げを実施した。2012年に入ってから、1月にハンガリーが付加価値税率（標準税率）を25%から27%に引き上げ、スペインも9月から付加価値税率（標準税率）を18%から21%に、軽減税率を8%から10%に引き上げた。チェコは、2012年1月から付加価値税率（軽減税率）を10%から14%に引き上げ、さらに2013年1月付で標準税率、軽減税率ともに、現在の20%、14%からそれぞれ1ポイント引き上げることが議会に提案されている。この政府案が成立しなかった場合、現行法に従い、2013年初頭から標準税率、軽減税率ともに17.5%に統一されることになる。また、ポーランドも2012年12月31日時点の公的債務残高の対GDP比が55%超の場合、2013年7月1日からの引き上げを予定している。

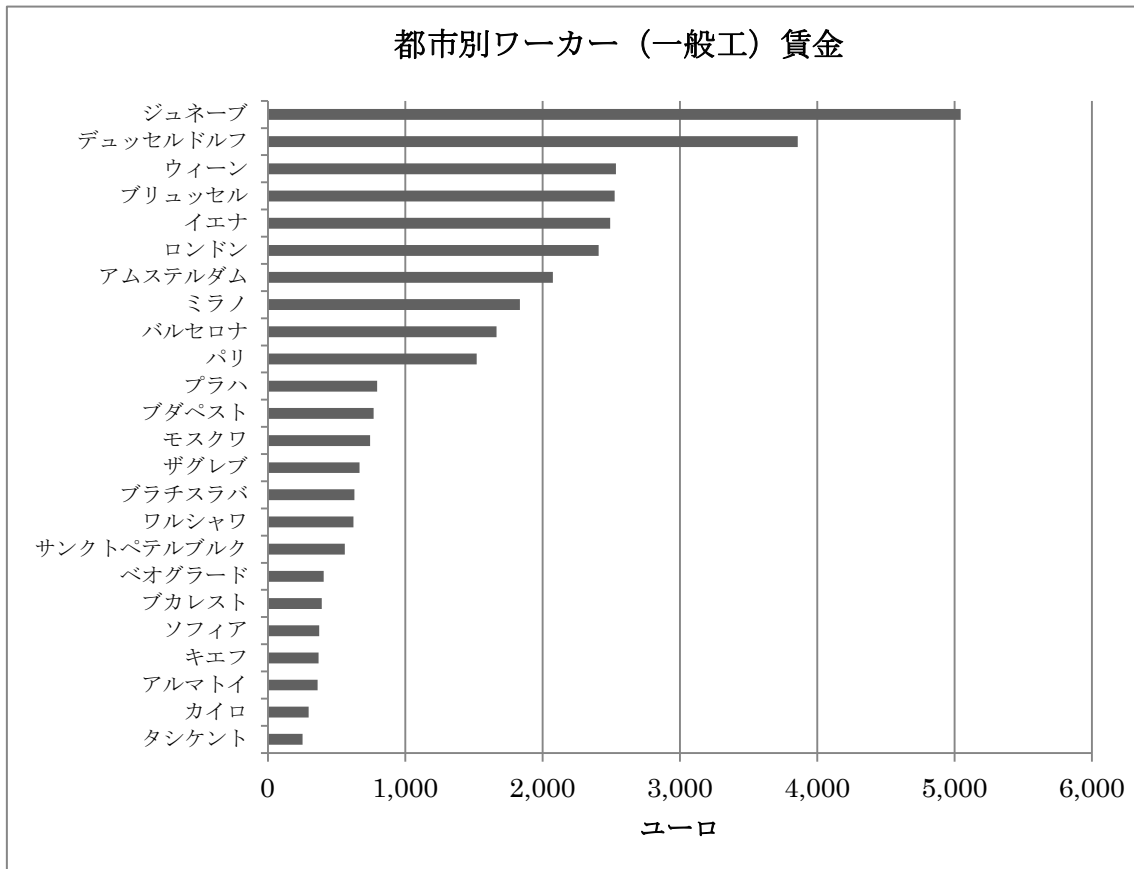
＜リーマン・ショック直後に比べ賃金上昇率も上昇傾向に＞

2009年の名目賃金上昇率は、リーマン・ショックの影響を受け、どの国でも低く抑えられていたが、2010年と2011年は、総じて上昇傾向にある。2011年においては、特に、タシケント（26.5%）、カイロ（23.6%）、アルマトイ（18.5%）、キエフ（16.9%）、モスクワ（13.0%）、ベオグラード（11.3%）、ソフィア（9.1%）、サンクトペテルブルク（8.6%）と、ロシア・CIS、中・東欧地域で高い伸びが見られた。西欧諸国では、依然として5%以下の低い伸びで抑えられている。

西欧に比べると、中・東欧やロシア・CIS 地域の名目賃金上昇率は高いものの、ワーカー（一般工）、エンジニア、中間管理職ともに、依然として西欧との賃金水準の格差は大きいままである。

ワーカー（一般工）の月額グロス賃金を比較すると、上位全てを西欧の都市が占めた。最も高いのがジュネーブの 5,045 ユーロ、次いでデュッセルドルフ 3,857 ユーロ、ウィーン 2,534 ユーロとなった。一方、ワーカー（一般工）の賃金が低かったのは、タシケント（ウズベキスタン）253 ユーロ、カイロ（エジプト）188～404 ユーロ、アルマトイ（カザフスタン）361 ユーロで、EU 加盟国ではソフィア（ブルガリア）373 ユーロが最低だった。

エンジニアの月額賃金（平均値）は、高い方から、ジュネーブ（6,902 ユーロ）、デュッセルドルフ（5,217 ユーロ）、パリ（4,946 ユーロ）の順だった。ジュネーブとデュッセルドルフの上位 2 都市は、中間管理職の月額賃金でも同様に 1 位と 2 位に入っており、賃金水準全般の高さが確認できる。



(注) ストックホルムは月額データが n.a.のため除く。

(出所) 調査資料を基に作成。

本調査は、在欧州・ロシア・CIS・エジプトのジェトロ事務所を通じて現地政府機関、関連企業、進出日系企業、現地日系商工会議所などから 2012 年 6 月～7 月時点の情報を収集した。賃金、税制のほか、土地代、輸送費、公共料金などを調査。2012 年 7 月 2 日時点の銀行間レートで米ドルまたはユーロに換算した。

欧州地域・2012年投資コスト比較調査

本資料をご利用頂く場合、参照される国名(調査都市)を下記の目次から選択下さい。
下記の「国名(調査都市)」は対応ページにリンク設定されていますので、該当部分にアクセスできます。

	賃金総括表	
	<西欧>		
1.	ベルギー(ブリュッセル)	
2.	オランダ(アムステルダム)	
3.	フランス(パリ)	
4.	イタリア(ミラノ)	1
5.	スペイン(バルセロナ)	1
6.	英国(ロンドン)	1
7.	ドイツ(デュッセルドルフ)	1
8.	ドイツ(イエナ)	
9.	オーストリア(ウィーン)	2
10.	スイス(ジュネーブ)	2
11.	スウェーデン(ストックホルム)	2
	<中・東欧>		
12.	チェコ(プラハ)	
13.	ハンガリー(ブダペスト)	
14.	ポーランド(ワルシャワ)	3
15.	スロバキア(ブラチスラバ)	3
	<南東欧>		
16.	ルーマニア(ブカレスト)	3
17.	ブルガリア(ソフィア)	3
18.	セルビア(ベオグラード)	
19.	クロアチア(ザグレブ)	4
	<ロシア、CIS諸国>		
20.	ロシア(モスクワ)	4
21.	ロシア(サンクトペテルブルク)	4
22.	ウクライナ(キエフ)	4
23.	ウズベキスタン(タシケント)	
24.	カザフスタン(アルマトイ)	5
	<北アフリカ>		
25.	エジプト(カイロ)	5

賃金(月額)総括表

【 西 欧 】

(単位:ユーロ)

国	ベルギー	オランダ	フランス	イタリア	スペイン	英国
調査都市	ブリュッセル	アムステルダム	パリ	ミラノ	バルセロナ	ロンドン
法定最低賃金	1,472.40	1,456	1,426	1等級: 1,206.23 7等級: 2,038.21	641	(1)16~17歳 947 (2)18~20歳 1,282 (3)21歳以上 1,593
ワーカ	2,525	1,979~2,171	1,955	1,835	1,153~2,175	2,407
エンジニア	4,624~4,743	3,436~3,771	3,945~5,946	3,333~4,583	2,750~3,746	4,107
中間管理職	4,773~6,982	4,307~4,729	4,612~6,213	3,750~4,583	2,521~5,948	5,420
営業職	2,469	3,786~4,157	2,544~3,442	2,917~4,167	2,342~3,643	3,300
店舗スタッフ(アパレル)	2,325	1,537	1,924	n.a.	1,483	1,612
店舗スタッフ(飲食)	2,141	1,564	1,750~1,960	n.a.	1,127	1,336

国	ドイツ	東部ドイツ	オーストリア	スイス	スウェーデン
調査都市	デュッセルドルフ	イェナ	ウィーン	ジュネーブ	ストックホルム
法定最低賃金	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
ワーカ	3,857	2,491	2,534	5,045	n.a.
エンジニア	5,217	3,518	3,663	6,902	3,988
中間管理職	7,828	5,946	5,130	7,280	5,214
営業職	3,823	2,678	n.a.	7,282	4,137
店舗スタッフ(アパレル)	2,676	2,154	2,046	3,746	n.a.
店舗スタッフ(飲食)	2,076	1,310	1,948	3,310	n.a.

【 中・東欧 】

国	チェコ	ハンガリー	ポーランド	スロバキア
調査都市	プラハ	ブダペスト	ワルシャワ	ブラチスラバ
法定最低賃金	313	326	355	327.20
ワーカ	796	651 ~ 888	466~780	630
エンジニア	1,332	1,174 ~ 1,864	907~1,403	778
中間管理職	3,131	2,740 ~ 3,575	1,370~2,249	1,313
営業職	1,812	1,051	666~1,267	n.a.
店舗スタッフ(アパレル)	626	442	398~534	484
店舗スタッフ(飲食)	575	359	398~534	484

【 南東欧 】

国	ルーマニア	ブルガリア	セルビア	クロアチア
調査都市	ブカレスト	ソフィア	ベオグラード	ザグレブ
法定最低賃金	157	148	※ 160	375
ワーカ	333~449	373	323~490	667
エンジニア	704~865	685	512~1,670	1,001
中間管理職	1,549~1,904	1,028	979~2,226	1,078
営業職	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
店舗スタッフ(アパレル)	n.a.	401	n.a.	n.a.
店舗スタッフ(飲食)	263	287	243	606

※法定最低賃金が時給単位で定められている場合、「1日当たり8時間・月当たり20日勤務」を前提に月額換算

【 ロシア・CIS諸国 】

国	ロシア	ロシア	ウクライナ	ウズベキスタン	カザフスタン
調査都市	モスクワ	サンクトペテルブルク	キエフ	タシケント	アルマトイ
法定最低賃金	285	a)サンクトペテルブルク市 189 b)レニングラード州 199	108	31	93
ワーカ	530 ~ 955	382~737	211 ~ 527	253	361
エンジニア	636 ~ 1,697	526~1,132	591 ~ 1,340	379	640
中間管理職	594 ~ 3,182	974~3,833	1,426 ~ 3,086	717	425
営業職	382 ~ 1,485	645~1,981	494 ~ 1,058	337	718
店舗スタッフ(アパレル)	382 ~ 1,697	293~632	238 ~ 589	79	395
店舗スタッフ(飲食)	424 ~ 1,219	293~632	171 ~ 490	211	コック:319 アシスタント:266 ウェイター:213

【 北アフリカ 】

国	エジプト
調査都市	カイロ
法定最低賃金	n.a.
ワーカ	188~404
エンジニア	223~2,598
中間管理職	656~3,018
営業職	295~1,443
店舗スタッフ(アパレル)	249~367
店舗スタッフ(飲食)	197~289

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,177	2,525 出所:ベルギー連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2011年12月1日) フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象。 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的サービス部門は除く。 元データは2009年10月時点であり、その金額に2010年、2011年、2012年の名目賃金上昇率(0.9%、2.7%、3.2%)を乗じた増加分を加算。	
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	5,819~5,968	4,624~4,743 出所:ベルギー連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2011年12月1日) フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象。 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的サービス部門は除く。 元データは2009年10月時点であり、その金額に2010年、2011年、2012年の名目賃金上昇率(0.9%、2.7%、3.2%)を乗じた増加分を加算。 最少額(4,624ユーロ)は電気工学以外のエンジニア、最大額(4,743ユーロ)は電気工学エンジニアの場合。	
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	6,006~8,786	4,773~6,982 出所:ベルギー連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2011年12月1日) フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象。 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的サービス部門は除く。 元データは2009年10月時点であり、その金額に2010年、2011年、2012年の名目賃金上昇率(0.9%、2.7%、3.2%)を乗じた増加分を加算。 最少額(4,773ユーロ)は小売・卸売業、最大額(6,982ユーロ)は情報通信技術部門の場合。	
	4.営業職(月額)	3,107	2,469 出所:ベルギー連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2011年12月1日) フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象。 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的サービス部門は除く。 元データは2009年10月時点であり、その金額に2010年、2011年、2012年の名目賃金上昇率(0.9%、2.7%、3.2%)を乗じた増加分を加算。 実演販売人、訪問販売人、電話/インターネットでの販売人の金額。	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	2,926	2,325 出所:ベルギー連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2011年12月1日) フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象。 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的サービス部門は除く。 元データは2009年10月時点であり、その金額に2010年、2011年、2012年の名目賃金上昇率(0.9%、2.7%、3.2%)を乗じた増加分を加算。	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,694	2,141 出所:ベルギー連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2011年12月1日) フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象。 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的サービス部門は除く。 元データは2009年10月時点であり、その金額に2010年、2011年、2012年の名目賃金上昇率(0.9%、2.7%、3.2%)を乗じた増加分を加算。	
	6.法定最低賃金	1,853	1,472 出所:ベルギー連邦雇用省 改定日:2012年2月1日 月額。	
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1)二重休暇手当て: ホワイトカラーの場合、最大で給与(月額)の92% 2)年末手当て: 一般に、最大で給与(月額)の1ヵ月相当		出所:社会保障サイト(www.socialsecurity.be) 二重休暇手当ては、主要バカンス期に支給。 年末手当て(「13ヵ月目」「クリスマス手当て」とも言う)は、産業別の労働協約または個別の労働契約に従って、通常12月末までに支給。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:32.53~34.22% 被雇用者負担率:13.07% 雇用者負担率の内訳: 年金:8.86% 医療保険:6.15% 失業保険:1.46% その他:16.06%(従業員数10人未満)、 17.75%(従業員数10人以上)		出所:セキユレックス(政府公認の給与計算代行企業) (2012年第2四半期の数値) 雇用者負担率は従業員数によって異なる。
9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年)	2010年:0.9% 2011年:2.7% 2012年:3.2%		出所:ベルギー国立銀行 2012年は予測値。	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	220~1,047	175~832 出所:ブリュッセル首都圏開発公社(SDRB) ブリュッセル首都圏の工場(1,001~2,000m2) 諸経費、諸税含まず(VAT非課税)。	
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	2.01~6.54	1.60~5.20 出所:ブリュッセル首都圏開発公社(SDRB) ブリュッセル首都圏の工場(1,001~2,000m2) 諸経費、諸税含まず(VAT非課税)。	
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	10~29	8~23 出所:ブリュッセル首都圏開発公社(SDRB) ブリュッセル中心地の事務所(500~1,000m2) 諸経費、諸税含まず(VAT非課税)。	
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	818~3,523	650~2,800 出所:イモウェブ(Immoweb) ブリュッセル郊外(Woluwe-Saint-Pierre)のアパートメント、2ベッドルーム、VAT非課税。	
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.90	0.72 出所:ベルガコム 通話料はピーク時(月~金、8~19時)の場合。接続料含む。	
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	132	105 出所:ベルガコム 「Office&Go Pro」プラン(PC10台までの接続)の場合。	

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW 当たり)	月額基本料:6.22~21 1kWh当たり料金:0.25	月額基本料:4.94~17 1kWh当たり料金:0.20	出所:エレクトラベル 月額基本料は年額を月額換算。ただし、消費量によって変動する。2012年8月時点の「プロフェッショナル(固定料金、1年契約)」プラン、ブリュッセル首都圏の場合。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:6.20~21 1kWh当たり料金:0.26	月額基本料:4.93~17 1kWh当たり料金:0.21	出所:エレクトラベル 月額基本料は年額を月額換算。ただし、消費量によって変動する。2012年7月時点の「ペール・プリュス(固定料金、3年契約)」プラン、ブリュッセル首都圏の場合。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:1.31~2.64 1m3当たり料金:3.25~6.86	月額基本料:1.04~2.10 1m3当たり料金:2.58~5.45	出所:ブリュッセル水道局(HYDROBRU) 月額基本料は年額を月額換算。VAT(6%)含む。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:7.05~118 1m3当たり料金:0.84~1.12	月額基本料:5.60~94 1m3当たり料金:0.67~0.89	出所:エレクトラベル 月額基本料は年額を月額換算。ただし、消費量によって変動する。2012年8月時点の「プロフェッショナル(固定料金、1年契約)」プラン、ブリュッセル首都圏の場合。月額基本料には配送料、検針料を含む。 ガスの種類:天然ガス
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,127 (2)4,877 (3)4,637	(1)1,690 (2)3,876 (3)3,685	出所:在ベルギー運送会社 工場立地:ザベンテム 最寄り港:アントワープ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(ザベンテム)→アントワープ港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(ザベンテム)→アントワープ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→アントワープ港→工場立地(ザベンテム)
為替	21.為替レート	1米ドル=0.7947ユーロ (2012年7月2日付)		
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	33.99		出所:ベルギー連邦財務省 基本税率は33%で課税所得が332,500ユーロであれば以下のとおりそれぞれの所得について軽減税率が課される。 0~25,000ユーロ:24.25% 25,000ユーロ超~90,000ユーロ:31.00% 90,000ユーロ超~322,500ユーロ:34.50% 322,500ユーロ超:33.00% 法人所得税に加え、危機加算(Crisis contribution)3%がかけあわされる。また、みなし利息控除制度あり。
	23.個人所得税 (最高税率%)	50		出所:ベルギー連邦財務省 最低25%から最高50%までの5段階 課税所得が7,900ユーロ以下:25% 7,900ユーロ超~11,240ユーロ:30% 11,240ユーロ超~18,730ユーロ:40% 18,730ユーロ超~34,330ユーロ:45% 34,330ユーロ超~:50%
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	21		出所:ベルギー連邦財務省 国税 軽減税率(6%、12%)あり。
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所:日本との租税条約(第11条)、同改定議定書(第2条) ベルギー法により一定の要件を満たせば源泉税が免除される。
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	親子間:5 その他:15		出所:日本との租税条約(第10条)、同改定議定書(第1条) 親子間要件:持株比率25%以上、6カ月以上保有していること ベルギー法により一定の要件を満たせば源泉税が免除される。
27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	10		出所:日本との租税条約(第12条)	

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	2,490~2,732	1,979~2,171 出所:EPROM(人材コンサルタント会社) 金属産業部門の一般工の平均年収をもとに計算(2カ月の固定賞与を含む、社会保障雇用者負担分、残業、変動賞与含まず)	
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	4,324~4,745	3,436~3,771 出所:EPROM(人材コンサルタント会社) エンジニアの平均年収をもとに計算(2カ月の固定賞与を含む、社会保障雇用者負担分、残業、変動賞与含まず)	
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	5,420~5,951	4,307~4,729 出所:EPROM(人材コンサルタント会社) 中間管理職の平均年収をもとに計算(2カ月の固定賞与を含む、社会保障雇用者負担分、残業、変動賞与含まず)	
	4.営業職(月額)	4,764~5,231	3,786~4,157 出所:EPROM(人材コンサルタント会社) 営業職の平均年収をもとに計算(2カ月の固定賞与を含む、社会保障雇用者負担分、残業、変動賞与含まず)	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	1,934	1,537 出所:アパレル・スポーツ用品小売業労働協約 店舗スタッフの賃金(社会保障雇用者負担分、残業、変動賞与含まず)	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	1,968	1,564 出所:飲食業労働協約 店舗スタッフの賃金(社会保障雇用者負担分、残業、変動賞与含まず)	
	6.法定最低賃金	1,832	1,456 出所:オランダ社会・雇用省 23歳以上の月額 改定日:2012年7月1日	
	7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)	給与(月額)約2ヵ月相当		出所:最低賃金および最低休暇手当て法第15条 年収の最低8%を休暇手当として支給することが義務付けられている。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:20.033% 被雇用者負担率:31.15% 雇用者負担率の内訳: 労働障害保険:5.60% 失業保険:6.82% 医療保険:7.10% その他:0.513% 被雇用者負担率の内訳: 国民老齢年金保険:17.90% 遺族年金保険:1.1% 特別医療費保険:12.15%		出所:オランダ国税庁
9.名目賃金上昇率(2009年→2010年→2011年)	2009年:2.7% 2010年:1.0% 2011年:1.4%		出所:オランダ経済政策分析局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格(m2当たり)	302~555	240~441 出所:ヘメントレク・フロンドライフ(アムステルダム市地域開発公社) アムステルダム市内10カ所の工業団地 不動産譲渡税(6%)含む。	
	11.工業団地借料(月額)(m2当たり)	8.36~12	6.64~9.92 出所:DTZ Zadelhoff(オランダ最大不動産会社) アムステルダム市内3カ所の工業団地 2.50ユーロ(月額)のサービス料を含む。	
	12.事務所賃料(月額)(m2当たり)	38~59	30~47 出所:DTZ Zadelhoff(オランダ最大不動産会社)から聴取 アムステルダム市のZuidas(ザウドアス)地区 5.83ユーロ(月額、m2当たり)のサービス料を含む。 占有面積:250m2	
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	2,139	1,700 出所:不動産会社から聴取 地区名:アムステルフェーン市(日本人駐在員が多いアムステルダム市の隣町) 住宅の種類:コンドミニアム、3LDK 占有面積:90m2 税・諸経費の内訳:VAT対象外、光熱費、市税含まず。	
通信費	14.国際通話料金(日本向け3分間)	1.48	1.18 出所:KPN 料金算定方法:通話料:1.09ユーロ/3分+接続料:0.09ユーロ/回。	
	15.インターネット接続料金(ブロードバンド)	69	55 出所:XS4ALL ADSL2+接続、(下り40Mbps、上り3Mbps)。	

オランダ(調査都市:アムステルダム)

特に追記がない場合VAT含む。

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:128 1kWh当たり料金: 0.19~0.23	月額基本料:102 1kWh当たり料金: 0.15~0.18	出所:NUON(エネルギー供給会社)、LIANDER(エネルギー供給網オペレーター) 容量50kW、年間使用電力量5万kWh以下の場合 エネルギー調整税込み。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:25 1kWh当たり料金:0.32	月額基本料:20 1kWh当たり料金:0.23	出所:NUON(エネルギー供給会社)、LIANDER(エネルギー供給網オペレーター) 容量75アンペア、年間使用電力量1万kWh以下の場合 エネルギー調整税込み。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:4.68~88 1m3当たり料金:1.90	月額基本料:3.72~70 1m3当たり料金:1.51	出所:Waternet(アムステルダム市水道・下水道公社) 月額基本料は最大供給能力によって異なる(1.5~600m3/h) 水道税(1m3当たり0.161ユーロ、300m3まで)含む。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:245 1m3当たり料金:0.63	月額基本料:195 1m3当たり料金:0.50	出所:NUON(エネルギー供給会社)、LIANDER(エネルギー供給網オペレーター) 月額基本料は40Nm3/h供給能力契約 1m3当たり料金はエネルギー調整税、地域別供給追加料金含む。 ガスの種類:天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,084 (2)2,884 (3)3,445	(1)1,656 (2)2,292 (3)2,738	出所:在オランダ運送会社 工場立地:アムステルダム 最寄り港:ロッテルダム港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(アムステルダム)→ロッテルダム港→横浜港 海上輸送費以外の経費は以下の通り: 陸送費453ユーロ、THC220ユーロ、ISPS15ユーロ、通関等諸経費122ユーロ、 スエズ運河通航費15ドル、アデン湾通航費52ドル (2)第3国輸出:工場立地(アムステルダム)→ロッテルダム港→ニューヨーク港 海上輸送費以外の経費は以下の通り: 陸送費453ユーロ、THC238ユーロ、ISPS15ユーロ、通関等諸経費132ユーロ、 AMS等米固手続経費90ユーロ (3)対日輸入:横浜港→ロッテルダム港→工場立地(アムステルダム) 海上輸送費以外の経費は以下の通り: 陸送費453ユーロ、THC208ユーロ、ISPS15ユーロ、通関等諸経費246ユーロ、 スエズ運河通航費15ドル、アデン湾通航費52ドル (1)~(3)すべてBAF、CAF含む。
為替	21.為替レート	1米ドル=0.7947ユーロ (2012年7月2日付)		
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	20.25	出所:オランダ財務省 課税対象所得額が、200,000ユーロ以下:20.0%、200,001ユーロ以上:25%の2 段階(2011年1月1日改正) 受取利子含む。 キャピタルゲイン、受取配当金については一定要件を満たせば資本参加免税 制度により非課税。	
	23.個人所得税 (最高税率%)	52	出所:オランダ財務省 2012年1月改正 33.10%~52%まで4段階 課税対象所得額が18,945ユーロ以下:33.10% 18,946~33,863ユーロ:41.95% 33,864~56,491ユーロ:42% 56,492ユーロ以上:52%	
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	19	出所:オランダ財務省 名称:付加価値税(BTW) 標準税率:19% 軽減税率:食料、水道水、農産物、医薬品、書籍、雑誌、新聞、園芸業用ガス・ 石油など必需品:6% 医療、銀行、保険などの特定サービス:0%	
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	0	出所:オランダ財務省、日本との租税条約(第11条) 2012年1月改正 条約上限度税率は10%とされている。次の場合に該当する利子は、利子が生 じた締約国では免税とされ、他方の締約国でのみ課税される。 (i) 受益者が締約国政府、地方政府、地方公共団体、中央銀行、締約国政府 が所有する機関である場合 (ii) 利子が(i)によって保証された債権、(i)によって保険の引受けが行われた 債権または(i)による間接融資に係る債権に関して支払われる場合 (iii) 受益者が次のいずれかである場合 (a) 銀行 (b) 保険会社 (c) 証券会社など (iv) 年金基金など ただし、オランダでは利子に対する源泉税課税はなされておらず、実際の税率 は引き続き0%である。	
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10	出所:オランダ財務省、日本との租税条約(第10条) 2012年1月改正 議決権付き株式を10%以上、6ヵ月以上保有する親子会社間:5% 議決権付き株式を50%以上、6ヵ月以上保有する親子会社間、年金基金:0%	
	27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	0	出所:オランダ財務省、日本との租税条約(第12条) 2012年1月改正 オランダではロイヤルティに対する源泉税課税はない。	

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	2,460	1,955 出所: 国立統計経済研究所(INSEE) "Distribution des salaires nets annuels moyens dans l'industrie selon la catégorie socioprofessionnelle" 「製造業工場労働者」。 年額を月額換算。	
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	4,964~7,482	3,945~5,946 出所: 国立統計経済研究所(INSEE) "Salaire brut annuel par profession" 社会保障(従業員負担分)、諸手当を含む。 年額を月額換算。 最少額(3,945ユーロ)は農林水産分野の製造開発に関わる技術者、最大額(5,946ユーロ)はエネルギーおよび水の生産・供給に関わる技術者の場合。	
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	5,803~7,818	4,612~6,213 出所: 国立統計経済研究所(INSEE) "Distribution des salaires nets annuels moyens dans l'industrie selon la catégorie socioprofessionnelle" 年額を月額換算。 最少額(4,612ユーロ)は賃金分布で上位25%の中間管理職、最大額(6,213ユーロ)は賃金分布で上位10%の中間管理職の場合。	
	4.営業職(月額)	3,201~4,331	2,544~3,442 出所: 国立統計経済研究所(INSEE) "Salaire brut annuel par profession" 社会保障(従業員負担分)、諸手当を含む。 年額を月額換算。 最少額(2,544ユーロ)は情報分野の営業職、最大額(3,442ユーロ)は企業・プロを対象とするサービス業(銀行、保険、情報処理を除く)の営業職の場合。	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	2,421	1,924 出所: 国立統計経済研究所(INSEE) "Salaire brut annuel par profession" 社会保障(従業員負担分)、諸手当を含む。 年額を月額換算。	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,202~2,466	1,750~1,960 出所: 国立統計経済研究所(INSEE) "Salaire brut annuel par profession" 社会保障(従業員負担分)、諸手当を含む。 年額を月額換算。 最少額(1,681ユーロ)は資格がない場合、最大額(1,841ユーロ)は資格がある場合。	
	6.法定最低賃金	a)12 b)1,794	a)9.40 b)1,426 出所: フランス内閣 法律・行政情報局 改定日: 2012年7月1日 a)日給 b)月額 (社会保障従業員負担分含む)	
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	一般的な支給率は基本給(月額)1ヵ月相当		出所: 法令解説書"Momento Pratique Francis Lefebvre/Social 2012"
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 57.106% 被雇用者負担率: 30.454% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 4.0% 医療保険: 12.8% 年金: 31.256% その他: 9.05% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 2.4% 医療保険: 0.75% 年金: 19.304% その他: 8.0%		出所: 法令解説書"Momento Pratique Francis Lefebvre/Social 2012"
9.名目賃金上昇率 (2009年→2010年→2011年)	2009年: 1.2% 2010年: 2.4% 2011年: 2.4%		出所: 国立統計経済研究所(INSEE) "note de conjoncture"	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	103~166	82~132 出所: ベルサイユ ヴァルドワーズ県・イヴリーヌ県商工会議所 工業団地名: チューリップ・スツッド工業団地、ル・ムーラン工業団地(パリから北東に車で約1時間、シャルルド・ゴール空港近く) 諸経費含まず。 年額を月額換算。	
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	1.39~1.53	1.11~1.22 出所: ベルサイユ ヴァルドワーズ県・イヴリーヌ県商工会議所 イヴリーヌ県、ヴァルドワーズ県の工業団地(パリから北西に車で約1時間) 諸経費含まず。	
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	①68 ②50	①54 ②40 出所: CBリチャード・エリス(企業向け大手不動産) ①新築・改築 ②中古 諸経費含まず 地区名: パリ中心、西地区 年額を月額換算。	
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,643~3,586	2,100~2,850 出所: 賃貸物件検索サイト(www. seloger. com) 地区名: パリ16区 住宅の種類: コンドミニアム、 占有面積: 74~117m2 税・諸経費の内訳: 非課税、管理費含む。	
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.01	0.80 出所: オレンジ(通信サービス大手) 料金算定方法: 0.11ユーロ(最初にかかる料金) + 0.23ユーロ(1分当たり通話料) × 3	
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	86	69 出所: オレンジ(通信サービス大手) 料金算定方法: 回線使用料、モデムレンタル料、フランス国内(本土)への通話料、20Mまで(ADSL)。	

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW 当たり)	月額基本料: 64 1kWh当たり料金: 0.13	月額基本料: 51 1kWh当たり料金: 0.10	出所: フランス電力公社(EDF) 出力: 36kVA 月額基本料のみVATは軽減税率(5.5%)を適用。 年額を月額に換算。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 8.38 1kWh当たり料金: 0.15	月額基本料: 6.66 1kWh当たり料金: 0.12	出所: フランス電力公社(EDF) 出力: 6kVA 月額基本料のみVATは軽減税率(5.5%)を適用。 年額を月額に換算。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 2.18 1m3当たり料金: 3.80	月額基本料: 1.73 1m3当たり料金: 3.02	出所: パリ水道公社 月額基本料、1m3当たり料金ともにVATは軽減税率(5.5%)を適用。 年額を月額に換算。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 749 1m3当たり料金: 0.63~0.90	月額基本料: 596 1m3当たり料金: 0.50~0.71	出所: GDFスエズ 月額基本料のみVATは軽減税率(5.5%)を適用。 年間消費量に応じ基本料金が異なる。 年額を月額に換算。 天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 2,017 (2) 1,897 (3) 3,097	(1) 1,603 (2) 1,508 (3) 2,462	出所: 日本通運フランス 工場立地: パリ近郊 最寄り港: ルアーブル港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 陸送費(パリ近郊~ルアーブル港): 594ユーロ 海上輸送費(1) 1,270ドル(2) 1,150ドル(3) 2,350ドル (1) 対日輸出: 工場立地(パリ近郊)~ルアーブル港~横浜港 THC、BAF、CAF含む、その他手数料含まず。 海上輸送費VAT非課税。 陸上輸送費VAT(19.6%)含まず。 契約内容によってはVATの支払いが生じる。 (2) 第3国輸出: 工場立地(パリ近郊)~ルアーブル港~ニューヨーク港 THC、BAF、CAF等手数料含まず。 海上輸送費VAT非課税。 陸上輸送費VAT(19.6%)含まず。 契約内容によってはVATの支払いが生じる。 (3) 対日輸入: 横浜港~ルアーブル港~工場立地(パリ近郊) BAF、CAF含む、THCその他手数料含まず。 VAT(19.6%)含まず。
為替	21.為替レート	1米ドル=0.7947ユーロ (2012年7月2日付)		
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	33.3		出所: 一般税法典(219条) 売上が763万ユーロに満たない中小企業には38,120ユーロを上限に15%の優遇税率を適用 キャピタルゲイン含む。
	23.個人所得税 (最高税率%)	41		出所: 一般税法典(197条) 0、5.5、14、30、41%の5段階
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	19.6		出所: 一般税法典(278条、279条、281条) 軽減税率: 絵画、農産品(食用を除く)、一部のサービスなど: 7.0% 食品、身体障害者用機器など: 5.5% 一部の医薬品、血液製剤など: 2.1%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約第11条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約第10条
	27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	0		出所: 日本との租税条約第12条

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	2,309	1,835 出所: イタリア国家統計局(ISTAT) 2011年暫定値 基本給、賞与含む。	
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	4,194~5,767	3,333~4,583 出所: Michael Page (Salary Survey 2012) ※設計エンジニア(経験5年程度)の最低と最高 ※年間(グロス)を月額換算 基本給、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む。	
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	4,719~5,767	3,750~4,583 出所: Michael Page (Salary Survey 2012) ※製造管理者(経験10~20年程度/従業員数200名以下)の最低と最高 ※年間(グロス)を月額換算 基本給、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む。	
	4.営業職(月額)	3,671~5,243	2,917~4,167 出所: Michael Page (Salary Survey 2012) ※大口取担当マネージャー(経験3~5年程度)の最低と最高 ※年間(グロス)を月額換算 基本給、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む。	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	n.a.	n.a.	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	
	6.法定最低賃金	1等級: 1,517.84 7等級: 2,564.75	1等級: 1,206.23 7等級: 2,038.21	出所: 全国労働協約 機械金属部門(大企業)の場合 改定日: 2012年1月1日 月額。
	7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)	給与(月額)の1ヵ月相当		出所: 全国労働協約 ※13ヵ月目の給与支給が全国労働協約で規定されている(即ち賞与として給与1ヵ月相当を支給)。 ※企業によっては14ヵ月目給与を支給、業績などに応じて加算を行う場合もある。
	8.社会保険負担率	事業主負担率: 26.96~32.08% 従業員(本人)負担率: 9.19~9.49% 事業主負担率の内訳: 年金基金: 23.81% 健康保険: 2.22% 失業保険: 1.31% 退職金基金: 0.2%もしくは0.4%		出所: イタリア社会保障機構(INPS) ※一般製造業の場合。 ただし、企業規模や職種によって異なる。 そのため、事業主負担率と事業主負担率の内訳の合計は一致しない。
	9.名目賃金上昇率(2009年→2010年→2011年)	2009年: 3.1% 2010年: 2.1% 2011年: 1.8%		出所: イタリア国家統計局(ISTAT)
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格(m2当たり)	192	153 出所: 仲介業者連盟(FIMAA) FIMAA登録物件(平均値) 場所: ミラノ県内 税・諸経費含まず。	
	11.工業団地借料(月額)(m2当たり)	n.a.	n.a.	
	12.事務所賃料(月額)(m2当たり)	35	28 出所: 仲介業者連盟(FIMAA) FIMAA登録物件(平均値) ミラノ市内(歴史的な中心街立地登録物件) 200~500m2 税・諸経費含まず。	
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	2,801	2,226 出所: 現地不動産事業者 ミラノ市西部 コンドミニアム、133m2(平均値) 共益費含む。 駐車場付き。	
通信費	14.国際通話料金(日本向け3分間)	固定電話: 2.35 携帯電話: 3.30	固定電話: 1.87 携帯電話: 2.62 出所: テレコム・イタリア 法人向けプラン「Teleconomy 7 su 7」より	
	15.インターネット接続料金(ブロードバンド)	月額基本料: 50	月額基本料: 40 出所: テレコム・イタリア 法人向けプラン「Internet 20 Mega+」(ADSL)より	

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW 当たり)	月額基本料: 119 1kWh当たり料金: 0.08 1kWh当たり税: 0.01	月額基本料: 95 1kWh当たり料金: 0.06 1kWh当たり税: 0.01	出所: a2a 中圧電流 月間消費電力4GWh以上8GWh未満の場合 月額基本料は年額を月割 契約電力量に応じて別途費用加算あり。 一部業種にはVAT軽減税率(10%)が適用される。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 2.59 1kWh当たり料金: 0.25 1kWh当たり税: 0.03	月額基本料: 2.06 1kWh当たり料金: 0.20 1kWh当たり税: 0.02	出所: a2a ミラノ近郊、低圧電力、3kW需要 月間消費電力151以上~220kW未満の場合 月額基本料は年額を月割。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: なし 1m3当たり料金: 1.40	月額基本料: なし 1m3当たり料金: 1.11	出所: Amiacque ミラノ県内地域別料金の平均、上下水道使用料込み。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 8.82 1m3当たり料金: 0.72 1m3当たり税: 0.24	月額基本料: 7.01 1m3当たり料金: 0.57 1m3当たり税: 0.19	出所: a2a ミラノ近郊/年間100万m ³ 以上使用 一部地域には物品税の軽減税率が適用される。 一部業種にはVAT軽減税率(10%)が適用される。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 1,766~2,092 (2) 2,966~3,292 (3) 3,066~3,692	(1) 1,404~1,663 (2) 2,357~2,616 (3) 2,437~2,934	出所: 日系フォワーダー 工場立地: ミラノ 最寄り港: ジェノヴァ港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1) 対日輸出: 工場立地(ミラノ)→ジェノヴァ港→横浜港 (2) 第3国輸出: 工場立地(ミラノ)→ジェノヴァ港→(ニューヨーク港) (3) 対日輸入: 横浜港→ジェノヴァ港→工場立地(ミラノ)
為替	21.為替レート	1米ドル=0.7947ユーロ (2012年7月2日付)		
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	27.5		出所: 統一所得税法大統領令1986年12月22日第917号 を2008年予算法にて修正。 ※ほかに地方税として、州事業税があるが、税率は州および業種により異なる。
	23.個人所得税 (最高税率%)	43		出所: 統一所得税法・大統領令1986年12月22日第917号 23%(1万5,000ユーロ以下) 27%(1万5,000.01~2万8,000ユーロ) 38%(2万8,000.01~5万5,000ユーロ) 41%(5万5,000.01~7万5,000ユーロ) 43%(7万5,000.01ユーロ以上)
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	21		出所: 大統領令1972年10月26日第633号を法律2011年9月14日第148号にて21%に改定。 名称: IVA (Imposta sul Valore Aggiunto) 軽減税率: 食料品など特定商品・サービスについては、4%、10%の軽減税率あり。
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(法律1972年12月18日第855号)第11条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10, 15		出所: 日本との租税条約(法律1972年12月18日第855号)第10条 ※受取人が送金人の議決行使株式の25%以上を6ヵ月保有している場合: 10%、それ以外の場合: 15%
	27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(法律1972年12月18日第855号)第12条

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	1,451~2,737	1,153~2,175 出所:民間コンサルティング会社(給与統計) カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計。 基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与を含む。 年額を月額換算。 最少額(1,153ユーロ)は小企業で難易度の低い工程に従事する労働者、最大額(2,175ユーロ)は大企業で難易度の高い工程に従事する労働者の場合。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	3,461~4,714	2,750~3,746 出所:民間コンサルティング会社(給与統計) カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計。 基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与を含む。 年額を月額換算。 最少額(2,750ユーロ)は年商6,000万ユーロ以下、最大額(3,746ユーロ)は年商6,000万ユーロ超の企業の場合。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	3,172~7,484	2,521~5,948 出所:民間コンサルティング会社(給与統計) カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計。 基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与を含む。 年額を月額換算。 最少額(2,521ユーロ)は大企業の経理部門(コスト管理)、最大額(5,948ユーロ)は大企業の監査部門の場合。
	4.営業職(月額)	2,947~4,584	2,342~3,643 出所:民間コンサルティング会社(給与統計) カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計。 基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与を含む。 年額を月額換算。 最少額(2,342ユーロ)は年商6,000万ユーロ以下、最大額(3,643ユーロ)は年商6,000万ユーロ超の企業の場合。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	1,866	1,483 出所:スペイン国家統計局(INE) 業種別賃金統計 小売業[自動車ディーラー除く]の全国平均 年額を月額換算。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	1,418	1,127 出所:スペイン国家統計局(INE) 業種別賃金統計 飲食業の全国平均 年額を月額換算。
	6.法定最低賃金	807	641 出所:2011年12月30日付勅令1888/2011 改定日:2012年1月1日 月額。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	通常、給与(月額)2ヵ月相当	一般的には、年俸額(給与12ヵ月+賞与2ヵ月分)を14ヵ月等分に分け、7月と12月の2回に分けて支給。 その他、労働協約(Convenio Colectivo)に従い、12~16ヵ月等分する企業もある。 ただし、営業などでは、売上高実績に応じたコミッション制度(ボーナス支給)を採用する場合もある。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:29.90% 被雇用者負担率:6.35% 雇用者負担率の内訳: 医療保険・年金:23.60% 失業保険:5.50% 職業訓練:0.60% 倒産保険:0.20%	出所:スペイン雇用・社会保障省令2012年2月2日付(ESS/184/2012) 被雇用者の職種に応じた基本額(2012年は748.2~3,262.5ユーロの範囲内)に左記負担率を掛けて算出 労災保険率は業種により異なる(0.90~8.50%) 2010年12月より日本との二国間社会保障協定が発効 発効後は、滞在期間が5年以内の場合、日本の年金制度とスペインの労災保険のみの加入で済む
9.名目賃金上昇率 (2009年→2010年→2011年)	2009年:3.5% 2010年:0.4% 2011年:1.2%	出所:スペイン国家統計局(INE) 労働賃金統計	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	958	761 出所:商業不動産会社Aguirre Newman バルセロナ県内平均(2011年)
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	3.95	3.14 出所:商業不動産会社Aguirre Newman バルセロナ県内平均(2011年)
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	13~23	11~18 出所:CBリチャードエリス バルセロナ市内および周辺近郊
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,825~3,146	1,450~2,500 出所:不動産仲介ポータルIdealista.Com 地区名:サリア地区マシオン、80㎡以上、駐車場付。 家具付物件あり。 共益費は物件により異なる。 契約時に1~2ヵ月相当の敷金。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.93	2.33 出所:テレフォニカ 料金算定方法:基本料金(0.295ユーロ)+日本向け1分当たりの通話料(0.678854ユーロ)×3
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	61	48 出所:テレフォニカ 月額定額 最高通信速度10Mbps 回線開設料:45ユーロ

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW 当たり)	月額基本料:22 1kWh当たり料金:0.01	月額基本料:18 1kWh当たり料金:0.01 出所:エンデサ 2008年7月より自由化。 契約電圧36.0~72.5kV、消費電力1,000kWhの場合の平均的な料金。 料金は使用料によって異なる。 特別税(4.864%、内税)含む。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:2.92 1kWh当たり料金:0.24	月額基本料:2.32 1kWh当たり料金:0.19 出所:スペイン産業・エネルギー・観光省 料金は使用量によって異なる。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	1m3当たり料金:1.58~	1m3当たり料金:1.25~ 出所:アイグアス・デ・バルセロナ 月額基本料は供給力や汚染率によって異なる。 汚染率に応じて上下水道税が上乘せされるため、上限価格設定はない。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:0.15 1m3当たり料金:0.05	月額基本料:0.12 1m3当たり料金:0.04 出所:ガス・ナトゥラル 天然ガス
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,718 (2)2,321 (3)3,315	(1)1,365 (2)1,844 (3)2,635 出所:運輸会社 工場立地:バルセロナ 最寄り港:バルセロナ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場(バルセロナ周辺近郊)→バルセロナ港→横浜港 (2)第3国輸出:工場(バルセロナ周辺近郊)→バルセロナ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→バルセロナ港→工場(バルセロナ周辺近郊) (1)国内輸送費(350ユーロ)+海上輸送費(980ドル、BAF/CAF含む) (2)国内輸送費(同上)+海上輸送費(1,200ドル+BAF含む) (3)国内輸送費(同上)+海上輸送費(2,300ドル、BAF/CAF含む) (注)2012年7月現在、いずれも海上保険料、通関諸経費、港湾経費、テンポラルサーチャージを除く輸送費のみ。スエズ運河サーチャージ、アデン湾海賊対策費は船会社により異なる。
為替	21.為替レート	1米ドル=0.7947ユーロ (2012年7月2日付)	
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	30	出所:法35/2006、勅令法20/2011 全ての法人所得が課税対象 原則としてキャピタルゲイン、受取配当金、受取利子を含むが、スペイン所在の持株会社 (Entidades de Tenencia de Valores Extranjeros)における国外子会社からの受取配当金ならびに キャピタルゲインは、法人課税対象外となる。 (日本本社へこれらの再配当を実施した場合は、日本への配当源泉税免除が適用される) 中小・零細企業向け軽減税率あり:25%、20% 25%:前年度の純売上高が1,000万ユーロ未満の中小企業について、課税対象額30万ユーロまで 適用。 20%:2009年からの特別減税として、前年度の純売上高が500万ユーロ未満、従業員25人未満の 零細企業で、新規雇用創出・雇用維持に貢献した場合、課税対象額30万ユーロまで適用。 但し、上記の中小企業向け軽減法人税は、グループ企業については連結の売上高が考慮される ため、外資系企業のスペイン子会社の場合は適用外となる場合が多い。
	23.個人所得税 (最高税率%)	52	出所:勅令法20/2011 最低24.75%から最高52%までの7段階(24.75、30、40、47、49、51、52)の累進税制 キャピタルゲイン所得の税率は、21、25、27%。各種控除あり なお、自治州には部分的に税率を独自に設定できる権限があり、現在の最高税率は51.9%~56% と州により異なる。 外資系企業の駐在員は、当初6年間まで個人所得税を非居住者扱いとして申告することが可能。 その際の税率は、非居住者向け一般税率24.75%。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	21	出所:法37/1992、法26/2009、勅令法20/2011、勅令法20/2012 軽減税率10%:アルコール・清涼飲料を除く食品、飼料、医薬品など 超軽減税率4%:パン、小麦、ミルク、チーズ、書籍、特定の薬品などに適用 (2012年9月1日より引き上げ)
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10	出所:日本との租税条約(第11条)
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15	出所:法43/1995、日本との租税条約(第10条) 持株会社が海外子会社からの受配金を再配当した場合(非課税扱い):0% 当該子会社には25%以上出資の上、保有期間6か月以上の場合:10% 上記を満たさない場合:15%
	27.日本へのロイヤル ティー送金課税(最高税)	10	出所:日本との租税条約(第12条)

	米ドル	ユーロ	現地通貨 ポンド	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,029	2,407	1,931	出所:英国国民統計局「2011 Annual Survey of Hours and Earnings (ASHE)」 年棒を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当を含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	5,168	4,107	3,294	出所:英国国民統計局「2011 Annual Survey of Hours and Earnings (ASHE)」 年棒を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当を含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	6,820	5,420	4,347	出所:英国国民統計局「2011 Annual Survey of Hours and Earnings (ASHE)」 年棒を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当を含む。
	4.営業職(月額)	4,153	3,300	2,647	出所:英国国民統計局「2011 Annual Survey of Hours and Earnings (ASHE)」 年棒を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当を含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	2,029	1,612	1,293	出所:英国国民統計局「2011 Annual Survey of Hours and Earnings (ASHE)」 年棒を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当を含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	1,682	1,336	1,072	出所:英国国民統計局「2011 Annual Survey of Hours and Earnings (ASHE)」 年棒を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当を含む。
	6.法定最低賃金	<時給> (1)5.77 (2)7.81 (3)9.71 <月給> (1)1,191 (2)1,612 (3)2,004	<時給> (1)4.59 (2)6.21 (3)7.72 <月給> (1)947 (2)1,282 (3)1,593	<時給> (1)3.68 (2)4.98 (3)6.19 <月給> (1)760 (2)1,028 (3)1,278	出所:英国ビジネス・イノベーション・職業技能省 改定日 2012年 10月 1日 <時給> (1)16~17歳 (2)18~20歳 (3)21歳以上 <月給> (1)~(3) 上記年齢別時給を月給換算(法定週上限労働時間48時間×4.3週)(4.3週=52週/12ヵ月)
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	賞与として年棒の7.0%相当(平均)を支給			出所:英国国民統計局「2011 Annual Survey of Hours and Earnings (ASHE)」 調査対象全従業員の平均年棒と平均賞与から算出。賞与支給額について一般的な定義はない。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:13.8% 被雇用者負担率:12% 雇用者負担率および被雇用者負担率の内訳:失業保険、医療保険、年金などを一括した社会保険制度となっており、負担率の詳細内訳は非公表			出所:英国歳入関税庁 雇用者負担率について: 「第1種保険料 Secondary (Employers' secondary Class 1)」:週146ポンド以上の賃金に対して13.8%負担。 「第1種A保険料(Class 1A)」:雇用者が提供する一定の現物給付(例、社用車、医療保険等)に対して13.8%負担。 被雇用者負担率について: 「第1種保険料Primary (Employees' primary Class 1)」:週146ポンド~817ポンドまでの賃金に対して12%負担、週817ポンドを超える部分の賃金に対してはさらに2%負担。
9.名目賃金上昇率 (2009年→2010年→2011年)	2009年:△0.06% 2010年:2.22% 2011年:2.39%			出所:英国国民統計局 「Seasonally Adjusted Average Weekly Earnings」	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	126~290	100~231	80~185	出所:インベスト・ミルトンキーンズ 工業団地名:ミルトン・キーンズ 上記工業団地内の場所や使用目的に応じて左記のとおり購入価格に幅が出る。 諸経費含まず。 VAT非課税。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	6.62~15	5.26~12	4.22~9.84	出所:インベスト・ミルトンキーンズ 工業団地名:ミルトン・キーンズ 最低額:Kiln Farm、最高額:Kingston(共に上記工業団地内の場所) 年棒を月額換算。 VAT非課税。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	118	94	75	出所:CB リチャードエリス「Global Office MarketView」 ロンドン(シティ) 税、管理費含む。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	3,452~3,922	2,743~3,117	2,200~2,500	出所:JAC Strattons ロンドン(アクトン)の3ベッドルーム 占有面積:100m2~110m2 月額、税、諸経費(「契約書手数料」€100+VAT、敷金6週間相当など)含む。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.20(昼間) 0.14(夜間)	0.16(昼間) 0.11(夜間)	0.13(昼間) 0.09(夜間)	出所:BT 別途接続料金が0.16ポンド 月額6.24ポンドで600分まで通話無料のプランあり(600分以上は2.6ペンス/分)
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	20~27	16~21	13~17	出所:BT ADSL、もしくはADSL2+ 下り最大20Mb 同一サービスプランであっても地域差あり ルーター設置費用は1台目のPCが99ポンド、2台目以降は35ポンド/台

	米ドル	ユーロ	現地通貨 ポンド	備考	
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:n.a 1kWh当たり料金: 0.11	月額基本料:n.a 1kWh当たり料金: 0.09	月額基本料:n.a 1kWh当たり料金: 0.07	出所:英国エネルギー・気候変動省(DECC) 製造業800社における2012年第1四半期の平均 気候変動税、VAT含まず。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:9.24 1kWh当たり料金:0.19	月額基本料:7.34 1kWh当たり料金: 0.15	月額基本料:5.89 1kWh当たり料金: 0.12	出所:ブリティッシュガス ロンドン中心部 月額基本料は月額基本料の31日分。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:7.45 1m3当たり料金:2.95	月額基本料:5.92 1m3当たり料金: 2.34	月額基本料:4.75 1m3当たり料金: 1.88	出所:テムズウォーター、OFWAT 月額基本料はパイプ径が15m2以下の料金 1m ³ 当たりの料金内訳は上水道が1.23ポンド、下水道が0.65ポンド 上水道はVAT課税、下水道はVAT非課税。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	n.a	n.a	n.a	非公表。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,242 (2)3,042 (3)3,499	(1)1,782 (2)2,417 (3)2,780	(1)1,429 (2)1,939 (3)2,230	出所:英国日本通運 工場立地:ミルトン・キーンズ 最寄り港:サウザンプトン港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(ミルトン・キーンズ)→サウザンプトン港 →横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(ミルトン・キーンズ)→サウザンプトン港 →ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→サウザンプトン港→工場立地(ミルトン・ キーンズ) 通関諸費用は含まず。
為替	21.為替レート	1米ドル=0.6374ポンド,1ユーロ=0.8021ポンド (2012年7月2日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	20, 24(2013年4月1日より23%)			出所:英国歳入関税庁 施行日:2012年4月1日 年間利益額: 0ポンド~30万ポンド以下 20% 30万ポンド超~150万ポンド以下 24%(ただし課税対象利益額に 応じて控除が受けられる。) 150万ポンド超 24%(一律)。
	23.個人所得税 (最高税率%)	50			出所:英国歳入関税庁 所得の性質により税率は異なる。 利子所得10%~50%、配当所得:10%~42.5% 非留保所得(給与所得など上記以外のその他所得):20%~ 50%。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20			出所:英国歳入関税庁 施行日:2011年1月4日 軽減税率:5%(家庭用燃料、電気料金、公認の省エネ商品、衛星 製品等)、0% (ケータリングでの食事や暖かい持ち帰り食品、酒類、菓子を除く 食品や飲料、書籍、子供衣服、交通機関など。) VAT非課税:教育、金融、保険など。
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所:日本財務省および国税庁 日本との租税条約第11条 一定の主体(政府、中央銀行、年金基金、一定の金融機関等)が 受け取る利子取得については源泉地国免税。
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10			出所:日本財務省および国税庁 日本との租税条約第10条 親子会社間配当:免税(持株割合50%以上で一定の要件を満た すもの。)、5%(持株割合10%以上50%未満で一定の要件を満た すもの。) 上記以外の一般配当:10%
	27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	0			出所:日本財務省および国税庁 日本との租税条約第12条 使用料については、一律源泉地国免税。

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	4,853	3,857 出所:ドイツ連邦統計局 2011年度第4四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与のみ。社会保障(雇用主負担分)、残業代含まず。	
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	6,565	5,217 出所:ドイツ連邦統計局 2011年度第4四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与のみ。社会保障(雇用主負担分)、残業代含まず。	
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	9,850	7,828 出所:ドイツ連邦統計局 2011年度第4四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与のみ。社会保障(雇用主負担分)、残業代含まず。	
	4.営業職(月額)	4,810	3,823 出所:日刊紙FOCUS 2011年11月7日付"Gehaltsreport" 月額。2010年の賃金に2011年の賃金上昇率1.6%を乗じて算出。賞与含まない平均賃金。	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	3,367	2,676 出所:ドイツ連邦統計局 2011年度第4四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与のみ。社会保障(雇用主負担分)、残業代含まず。	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,612	2,076 出所:ドイツ連邦統計局 2011年度第4四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与のみ。社会保障(雇用主負担分)、残業代含まず。	
	6.法定最低賃金	—	— 出所:ドイツ連邦統計局 法定最低賃金制度はない。業種により団体協約最低賃金が定められていることがある(2012年6月までに団体協約で合意された西部ドイツの最低賃金は7.89~13.40ユーロ/時。)	
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)の20~110%相当		出所:ハンスベックラー財団経済社会科学研究所 業種、技能レベルなどによって異なる。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:20.895% 被雇用者負担率:20.475% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.5% 医療保険:7.3% 年金:9.8% 介護保険:0.975% 労災保険:1.32% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.5% 医療保険:8.2% 年金:9.8% 介護保険:0.975%		出所:deutschesozialversicherung.de(ドイツ社会保険情報サイト)および労働保険中央組織 労災保険は全額雇用者負担。業務の危険度によって料率が異なる。1.32%は2010年の全国平均値。 2013年1月より介護保険負担率を0.1ポイント引き上げ、雇用者、被雇用者ともに1.025%とする。 年金改定日:2012年1月1日。
9.名目賃金上昇率 (2009年→2010年→2011年)	2009年:2.8% 2010年:1.6% 2011年:1.6%		出所:ドイツ連邦統計局 団体協約賃金(西部ドイツ)	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	189	150 出所:デュッセルドルフ市経済振興局 工業団地名:デーダーシュテッター通りの工業団地 税・諸経費の内訳:土地取得税は賃料の5.0%、仲介手数料3.0%(購入価格によって異なる、交渉可、VAT含まず)、公証手続き1.0%~1.5%。	
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	6.29~6.92	5.00~5.50 出所:デュッセルドルフ市経済振興局 工業団地名:ラート工業団地 占有面積: 税・諸経費の内訳:敷金は賃料の2~3ヵ月相当、仲介手数料は賃料の3~4ヵ月相当(賃借期間によって異なる、VAT含まず)。	
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	10~15	8.00~12 出所:デュッセルドルフ市経済振興局 地区名:ラート工業団地 占有面積: 税・諸経費の内訳:敷金は賃料の2~3ヵ月相当、仲介手数料は賃料の3~4ヵ月相当(賃借期間によって異なる、VAT含まず)。	
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,762~2,517	1,400~2,000 出所:不動産会社「ホーム・カンパニー」 地区名:ベンベルフォルト、オーバーカッセル、メアブッシュ、ビルクの平均的な価格 住宅の種類:アパート 占有面積:100~115m2 税・諸経費の内訳:敷金2~2.5ヵ月、仲介手数料は契約期間によって異なる。 電気・暖房費など雑費含む、家具、バルコニー付き。	
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.06	0.05 出所:VERIVOX(価格比較ウェブサイト) 料金算定方法:0.0183ユーロ/分×3分	
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	加入料:88 月額利用料:38	加入料:70 月額利用料:30 出所:ドイツテレコム 料金算定方法:インターネット常時接続で最もシンプルな契約「コール&サーフページ」下り6.3~16Mbps/上0.7~2.4Mbps	

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW 当たり)	月額基本料: 9.98 1kWh当たり料金: 0.29	月額基本料: 7.93 1kWh当たり料金: 0.23	出所: デュッセルドルフ現業公社 年間契約料95.20ユーロを月額換算。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 7.49 1kWh当たり料金: 0.29	月額基本料: 5.95 1kWh当たり料金: 0.23	出所: デュッセルドルフ現業公社 年間契約料71.40ユーロを月額換算。
水道料	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 8.42 1m3当たり料金: 2.15	月額基本料: 6.69 1m3当たり料金: 1.71	出所: デュッセルドルフ現業公社 年間契約料80.25ユーロを月額換算。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 18 1m3当たり料金: 0.76	月額基本料: 14 1m3当たり料金: 0.60	出所: デュッセルドルフ現業公社 年間契約料166.60ユーロを月額換算。1kWh当 たり0.0588ユーロを1m3当りに換算(換算係 数10.126)。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 2,570 (2) 2,669 (3) 5,469	(1) 2,042 (2) 2,121 (3) 4,346	出所: 日系物流会社 工場立地: デュッセルドルフ 最寄り港: ロッテルダム港(オランダ) 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1) 対日輸出: 工場立地(デュッセルドルフ)→ ロッテルダム港→横浜港 (2) 第3国輸出: 工場立地(デュッセルドルフ)→ ロッテルダム港→ニューヨーク港 (3) 対日輸入: 横浜港→ロッテルダム港→工場 立地(デュッセルドルフ) 注: コンテナ取扱料金(THC)含む。
為替	21.為替レート	1米ドル=0.7947ユーロ (2012年7月2日付)		
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	15		出所: ドイツ連邦財務省 国税
	23.個人所得税 (最高税率%)	45		出所: ドイツ連邦財務省 累進課税。キャピタルゲイン、受取配当金、受 取利子含む。年収8,004ユーロ(配偶者なし)、1 万6,009ユーロ以下(配偶者有)は控除。最高税 率45%は年収25万731ユーロ以上、50万1,461 (配偶者有)以上の部分に適用。別途、連帯付 加税5.5%、教会税(8~9%)が加算される。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	19		出所: ドイツ連邦財務省 軽減税率あり。食品、書籍等: 7%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所: ドイツ連邦財務省 日本との租税条約第11条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15		出所: ドイツ連邦財務省 日本との租税条約第10条
	27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	10		出所: ドイツ連邦財務省 日本との租税条約第12条

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,135	2,491 出所:ドイツ連邦統計局 2011年度第4四半期実績。東部ドイツの平均賃金。基本給・賞与のみ。社会保障(雇用主負担分)、残業代含まず。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	4,427	3,518 出所:ドイツ連邦統計局 2011年度第4四半期実績。東部ドイツの平均賃金。基本給・賞与のみ。社会保障(雇用主負担分)、残業代含まず。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	7,482	5,946 出所:ドイツ連邦統計局 2011年度第4四半期実績。東部ドイツの平均賃金。基本給・賞与のみ。社会保障(雇用主負担分)、残業代含まず。
	4.営業職(月額)	3,370	2,678 出所:日刊紙「FOCUS」2011年11月7日付「Gehaltsreport」 月額。2010年の賃金に2011年の賃金上昇率1.5%を乗じて算出。賞与含まない平均賃金。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	2,710	2,154 出所:ドイツ連邦統計局 2011年度第4四半期実績。東部ドイツの平均賃金。基本給・賞与のみ。社会保障(雇用主負担分)、残業代含まず。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	1,959	1,310 出所:ドイツ連邦統計局 2011年度第4四半期実績。東部ドイツの平均賃金。基本給・賞与のみ。社会保障(雇用主負担分)、残業代含まず。
	6.法定最低賃金	—	出所:ドイツ連邦統計局 法定最低賃金制度はない。業種により団体協約最低賃金が定められていることがある。(2012年6月までに団体協約で合意された東部ドイツの最低賃金は7.00~12.81/時。)
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	休暇手当:給与(月額)の約25~110% クリスマス手当:給与(月額)の約20~110%	出所:チューリンゲン州統計局 休暇手当は夏季に支払われることが多い。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 20.895% 被雇用者負担率: 20.475% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 1.5% 医療保険: 7.3% 年金: 9.8% その他: 介護保険: 0.975% 労災保険: 1.32% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 1.5% 医療保険: 8.2% 年金: 9.8% その他: 介護保険 0.975%	出所:チューリンゲン州経済振興公社、労災保険中央組織 労災保険は全額雇用者負担。業務の危険度によって料率が異なる。1.32%は2010年の全国平均値。 2013年1月より介護保険負担率を0.1ポイント引き上げ、雇用者、被雇用者ともに1.025%とする。
9.名目賃金上昇率 (2009年→2010年→2011年)	2009年:3.0% 2010年:1.9% 2011年:1.5%	出所:ドイツ連邦統計局 団体協約賃金(東部ドイツ)	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	50~101	40~80 出所:イエナ経済振興機構に聴取 工業団地名:イエナ市およびイエナ市近郊のJenA4工業団地(イエナ・ロベダ) 左記に示した以外にも土地税(土地購入価格の3.5%)、公証人費用(700ユーロ)、不動産登記費用(700ユーロ)が必要。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	3.78~12	3.00~9.50 出所:イエナ経済振興機構に聴取 工業団地名:イエナ市およびイエナ市近郊のJenA4工業団地(イエナ・ロベダ) クリーンルームなど特別な場合は左記費用よりも高くなるが、1m2当たり16.60ユーロが上限。 土地の用途によっては、左記費用に加えて、1m2当たり1.50ユーロの税がかかる場合がある。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	10~12	8.00~9.50 出所:ドイツ地域不動産、経済情報システム(2011年2月24日) 工業団地名:イエナ市およびイエナ市近郊の複数の事務所 土地の用途によっては、左記費用に加えて、1m2当たり2.44ユーロの税がかかる場合がある。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,359~1,611	1,080~1,280 出所:イエナ市 地区名:イエナ市及びイエナ市近郊の住宅地域 住宅の種類:アパート(1~5部屋) 占有面積:100m2の場合 基本賃料6.50~7.00ユーロ/m2 追加設備使用料:2.50~4.00ユーロ/m2 管理料1.80ユーロ/m2 住宅借上における慣習:保証金(家賃1~2ヵ月相当)。仲介料(家賃1~2ヵ月相当)が必要な場合がある。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.06	0.05 出所:VERIVOX(価格比較ウェブサイト) 料金算定方法:0.0183ユーロ/分×3分
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	加入料:88 月額利用料:38	加入料:70 月額利用料:30 出所:ドイツテレコム 料金算定方法:インターネット常時接続で最もシンプルな契約「コール&サーフペーシック」下り6.3~16Mbps/上0.7~2.4Mbps

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:11 1kWh当たり料金:0.32	月額基本料:8.93 1kWh当たり料金:0.25	出所: イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 料金算定方法:年間使用量611kWh~10万kWh 未満の場合。年額基本料107.10ユーロを月額換 算。10万kWh以上の基本料は個別交渉。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:11 1kWh当たり料金:0.30	月額基本料:8.93 1kWh当たり料金:0.24	出所: イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 料金算定方法:年間使用量611kWh以上の場 合。年額基本料107.10ユーロを月額換算。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:359 1m3当たり料金:4.32	月額基本料:285 1m3当たり料金:3.43	出所: イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 料金算定方法:年額基本料2、465.28ユーロ(上 水)+960ユーロ(下水)を月額換算(定格流量 40m3以下、連続流量63m3以下の契約の場 合)、1m3当たり料金は1.85ユーロ/m3(上水)+ 下水1.58ユーロ/m3(下水)。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	1m3当たり料金:0.83~0.87	1m3当たり料金:0.66~0.69	出所: イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 料金算定方法:年間使用量4万2,505~10万kWh までの場合の料金、1kWh当たり0.05949~ 0.06184ユーロを1m3当りに換算(換算係数 11.1)。 ガスの種類:天然ガス 料金表は存在するものの、負担金額につい ては、個別交渉となる。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 2,533 (2) 2,678 (3) 6,407	(1)2,013 (2)2,128 (3)5,092	出所: シェンカー・ドイチュラント 工場立地: イエナ 最寄り港: ハンブルク港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1)対日輸出: 工場立地(イエナ)→ハンブルク 港→横浜港 BAF、CAF、スエズ運河通航料、ISPS、電子通 関手数料等含む。 (2)第3国輸出: 工場立地(イエナ)→ハンブルク 港→ニューヨーク港 BAF、CAF、AMS、ISPS、電子通関手数料等含 む。 (3)対日輸入: 横浜港→ハンブルク港→工場立 地(イエナ) BAF、CAF、スエズ運河通航料、ISPS、電子通 関手数料等含む。
為替	21.為替レート	1米ドル=0.7947ユーロ (2012年7月2日付)		
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	15	出所: ドイツ連邦財務省 国税。	
	23.個人所得税 (最高税率%)	45	出所: ドイツ連邦財務省 累進課税。キャピタルゲイン、受取配当金、受 取利息含む。年収8,004ユーロ(配偶者なし)、1 万6,009ユーロ以下(配偶者有)は控除。最高税 率45%は年収25万731ユーロ以上、50万1,461 (配偶者有)以上の部分に適用。別途、連帯付 加税5.5%、教会税(8~9%)が加算される。	
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	19	出所: ドイツ連邦財務省 軽減税率あり。食品、書籍等: 7%	
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10	出所: ドイツ連邦財務省 日本との租税条約第11条	
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15	出所: ドイツ連邦財務省 日本との租税条約第10条	
	27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	10	出所: ドイツ連邦財務省 日本との租税条約第12条	

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,189	2,534 出所:オーストリア統計局 左記は、カテゴリー「C」製造部門労働者2010年値に2011年名目賃金上昇率を乗じて算出。基本給、社会保障(雇用主負担分)、賞与含む。	
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	4,609	3,663 出所:オーストリア統計局 左記は、カテゴリー「C」製造部門従業員2010年値に2011年名目賃金上昇率を乗じて算出。基本給、社会保障(雇用主負担分)、賞与含む。	
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	6,455	5,130 出所:オーストリア連邦会計検査院国民平均収入報告書2010(2008/2009年対象) カテゴリー「上級管理職従業員」 上記報告書発表は2009年値のため、左記は、データ数値に2010年および2011年の名目賃金上昇率を乗じて算定。	
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	2,575	2,046 出所:オーストリア統計局 左記は、カテゴリー「G」商業部門労働者2010年値に2011年名目賃金上昇率を乗じて算出。基本給、社会保障(雇用主負担分)、賞与含む。	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,451	1,948 出所:オーストリア統計局 左記は、カテゴリー「J」飲食店労働者2010年値に2011年名目賃金上昇率を乗じて算出。基本給、社会保障(雇用主負担分)、賞与含む。	
	6.法定最低賃金	-	-	法律で最低賃金は定められていない。
	7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)	給与(月額)2カ月相当		出所:オーストリア連邦労働院 法律では定められていないが、慣例として夏・冬の2回(合計2カ月相当)支給。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:21.83% 被雇用者負担率:18.07% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:3.00% 医療保険:3.83% 年金:12.55% 傷害保険:1.40% その他:1.05%		出所:オーストリア社会保険組合連合会
9.名目賃金上昇率(2009年→2010年→2011年)	2009年:0.9% 2010年:2.4% 2011年:4.7%		出所:オーストリア経済研究所(WIFO)	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格(m2当たり)	531	422 出所:不動産会社イモコントラクト 工業団地名:ウィーン21区(フロリスドルフ) 購入手数料3%含む。	
	11.工業団地借料(月額)(m2当たり)	2.27	1.80 出所:不動産会社プレヒ&プレヒモビリエン 地区名:ウィーン23区(リーシング) 占有面積:3,688m2 手数料3カ月及び敷金39,380ユーロ別。	
	12.事務所賃料(月額)(m2当たり)	23	18 出所:不動産会社Remax(レマックス) 地区名:22区(アンドロメダタワー) 占有面積:358m2 管理費含む。	
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	3,146	2,500 出所:不動産会社Remax(レマックス) 地区名:ウィーン1区(市庁舎近く) 占有面積:120m2 管理費含む。手数料2カ月、敷金7,500ユーロ。	
通信費	14.国際通話料金(日本向け3分間)	1.54	1.22 出所:A1テレコム 平日8時~18時の料金。	
	15.インターネット接続料金(ブロードバンド)	架設料 165 月額 23 年間サービス料 19	架設料 131 月額 18 年間サービス料 15 出所:A1テレコム 最大下り8Mbps。	

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW 当たり) 月額基本料:2.72 1kWh当たり料金:0.10	月額基本料:2.16 1kWh当たり料金:0.08	出所:ウィーン・エネルギー 月額基本料は年額25.9780ユーロを月額換算 GIGA Klassik料金。 契約1kWh当たり。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり) 月額基本料:4.66 1kWh当たり料金:0.21	月額基本料:3.70 1kWh当たり料金:0.17	出所:ウィーン・エネルギー 月額基本料は年額44.41ユーロを月額換算 Strom Optima料金。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり) 1m3当たり料金:4.56	1m3当たり料金:3.62	出所:ウィーン市水道局MA31 1m3当たりの料金の内訳上水1.73ユーロ+下水1.89ユーロ。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり) 月額基本料:5.69 1m3当たり料金:0.97	月額基本料:4.52 1m3当たり料金:0.77	出所:ウィーン・エネルギー 料金算定方法:月額基本料は年額54.19ユーロを月額換算 1m3当たりの料金は使用量によって異なり、左記は年間使用量8,000kWh以下の 場合(1kWh当たり0.074206ユーロ、1kWh=10.5m3で換算、 0.074206x10.5=0.7717424) メーター読み取り料(5.09ユーロ)及びメーター使用料(使用量により異なる)が別途 必要。 天然ガスErdgas MEGA料金。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) (1)2,273 (2)3,533 (3)4,871	(1)1,806 (2)2,808 (3)3,871	出所:日系フォワーダー 工場名(都市名):ウィーン 最寄り港:ハンブルクもしくはブレーマー・ハーフェン港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(ウィーン)→ハンブルク港→横浜港 ハンブルク港までの陸送費940ユーロ含む (2)第3国輸出:工場立地(ウィーン)→ブレーマー・ハーフェン港→ニュー ヨーク港 ブレーマー・ハーフェン港までの陸送費940ユーロ含む (3)対日輸入:横浜港→ハンブルク港→工場立地(ウィーン) ハンブルク港からの陸送費1,090ユーロ含む。
為替	21.為替レート 1米ドル=0.7947ユーロ (2012年7月2日付)		
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	25	出所:オーストリア連邦産業院、インベスト・イン・オーストリア 企業登記後、最初の1年は一括273ユーロ/四半期、それ以降赤字の場 合は有限会社で437.50ユーロ/四半期、株式会社で875ユーロ/四半期が 課される。
	23.個人所得税 (最高税率%)	50	出所:オーストリア財務省 税区分: (1)年収1万1,000ユーロ以下:0% (2)1万1,000ユーロ超~2万5,000ユーロ:36.50% (3)2万5,000ユーロ超~6万ユーロ:43.21% (4)6万ユーロ超:50% 受取配当金を含む。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20	出所:インベスト・イン・オーストリア 軽減税率: 対象:食品、書籍、絵画、観劇、公共交通機関運賃、農業機械、家賃(居住目的 の場合に限る)など:10%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	なし	出所:日本との租税条約第10条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般:20 親子間:10	出所:日本との租税条約第9条 親子間の持株比率:50%
27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	10	出所:日本との租税条約第11条	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 フラン	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	6,348	5,045	6,060	出所:ジュネーブ州政府統計局 2010年平均値に2011年の製造業部門の賃金上昇率0.9%を乗じて算出。基本給、残業代、賞与、食事補助、交通費など含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	8,685	6,902	8,291	出所:ジュネーブ州政府統計局 2010年平均値に2011年の製造業部門の賃金上昇率0.9%を乗じて算出。基本給、残業代、賞与、食事補助、交通費など含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	9,161	7,280	8,745	出所:ジュネーブ州政府統計局 2010年平均値に2011年の製造業部門の賃金上昇率0.9%を乗じて算出。基本給、残業代、賞与、食事補助、交通費など含む。
	4.営業職(月額)	9,164	7,282	8,748	出所:ジュネーブ州政府統計局 2010年平均値に2011年の商業部門の賃金上昇率1.4%を乗じて算出。基本給、残業代、賞与、食事補助、交通費など含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	4,714	3,746	4,500	出所:ジュネーブ州政府統計局 2010年平均値に2011年の商業部門の賃金上昇率1.4%を乗じて算出。基本給、残業代、賞与、食事補助、交通費など含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	4,165	3,310	3,976	出所:ジュネーブ州政府統計局 2010年平均値に2011年の商業部門の賃金上昇率1.4%を乗じて算出。基本給、残業代、賞与、食事補助、交通費など含む。
	6.法定最低賃金		—		出所:スイス連邦経済省経済事務局 "中小企業ポータル" 法定最低賃金はない。各業界団体が労使協議によって、業界の賃金目安表を設けているが、非公表。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		給与(月額)1ヵ月相当		出所:スイス連邦経済省経済事務局 "中小企業ポータル" 賞与はスイスでは労働慣行的なところがある。業界や企業によっては給与の数ヵ月相当分支給するところもある。全く支給しない業界、企業もある。公務員は年俸制で賞与はない。
	8.社会保険負担率				雇用者負担率:14.495% 被雇用者負担率:13.595% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.1% 年金:11.15%(AVS義務的老齢年金5.15%、企業老齢年金6%) その他:2.245%(家族手当1.4%、労働災害保険(職場)0.8%、出産保険0.045%) 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.1% 医療保険:個人で加入するのが一般的 義務的の老齢年金:5.15% 出産保険0.045%、 老齢年金(任意)6.0%、 労働災害保険(職場外)1.3% 出所:ジュネーブ州政府「国際比較(2011/2012)」
9.名目賃金上昇率 (2009年→2010年→2011年)				2009年:2.1% 2010年:0.8% 2011年:1.0% 出所:スイス連邦政府統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	出所:ジュネーブ州経済振興局より聴取。 州内には数カ所の産業団地があるが、土地の売買は一般的ではなく、通常は賃貸契約。賃貸契約期間が99年に及ぶケースもある。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	26	21	25	出所:不動産サイト"fit.geneva.ch/" 月額。2012年8月に市場に出していた7物件の平均値。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	56	44	53	出所:不動産サイト"http:homegate.ch/" 月額。2012年8月に市場に出していた7物件の平均値。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	4,022	3,196	3,839	出所:不動産サイト"http:homegate.ch/" 2012年8月に市場に出していた7物件の1平方メートル当たり平均月額賃料に100を乗じた数値。実際には2,500フラン~5,500フラン程度と幅がある。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.84	0.67	0.80	出所:スイスコム 固定電話に平日3分間かける場合の料金。1分当たり平日0.25フラン、祝祭日0.20フラン。0.1フラン未満は切り上げ。固定電話から日本の携帯電話にかける場合は、1分当たり0.3フラン加算。
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	67	53	64	出所:スイスコム 月額。ビジネス・インターネット・スタンダードプラン 下り50Mbps/上り5Mbps ルーター貸与、セキュリティサービス等含む。

スイス(調査都市:ジュネーブ)

特に追記がない場合VAT含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 フラン	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.25	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.18	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.22	出所:SIG(ジュネーブ州電気ガス水道公社) 料金算定方法:年間利用量が3万kWh以下の価格。3万kWhを超える場合契約電圧、季節、昼夜などによって1kWh当たりの料金が変動する。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.23	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.18	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.22	出所:SIG(ジュネーブ州電気ガス水道公社) 産業用、一般用の区別はない。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:15 1m3当たり料金: 3.13	月額基本料:12 1m3当たり料金:2.49	月額基本料:14.21 1m3当たり料金: 2.99	出所:SIG(ジュネーブ州電気ガス水道公社) 産業用、一般用の区別はない。 1m3当たり料金:上水1.29フラン+1.70フラン
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 4.19~401 1m3当たり料金: 0.76~0.85	月額基本料: 3.33~319 1m3当たり料金: 0.61~0.67	月額基本料: 4.00~383 1m3当たり料金: 0.73~0.81	出所:SIG(ジュネーブ州電気ガス水道公社) 天然ガス。月額基本料は年間契約料を月額換算。年間契約料は契約量に応じて5段階。12万kWh未満:48フラン/年~100万以上200万kWh以下:4,600フラン/年。別途、契約量1kWh当たり20フランの設備使用料がかかる。1m3当たり料金も契約量に応じて5段階。1kWh当たり料金を1m3=10.65kWhで換算。CO2税(1kWh当たり0.0069フラン)含む。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)4,621 (2)5,351 (3)5,464	(1)3,672 (2)4,252 (3)4,342	(1)4,411 (2)5,108 (3)5,216	出所:スイス日本通運 工場立地:ジュネーブ 最寄り港:ロッテルダム港(オランダ) 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:ジュネーブから陸上輸送2,550フラン→ロッテルダム港→1,950ドル(海上輸送:横浜港まで)BAF, CAF含む。 (2)第3国輸出:ジュネーブ、陸上輸送2,650フラン→ロッテルダム港→海上輸送2,575ドル、ニューヨーク港,BAF, CAF, THC含む。 (3)対日輸入:横浜港→2,950ドル海上輸送、ロッテルダム港→陸上輸送2,400フラン、ジュネーブまで、パーゼルでの積み替え手数料など含む。(1)~(3)ともにロッテルダム港でのハンドリング手数料含む。
為替	21.為替レート	1米ドル=0.9546フラン、1ユーロ=1.2013フラン (2012年7月2日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	31.88(連邦税8.50、州税23.38)			出所:ジュネーブ州政府「国際比較(2011/2012)」 実効税率は11.60~24.40%。
	23.個人所得税 (最高税率%)	42.50			出所:ジュネーブ州政府「国際比較(2011/2012)」 ジュネーブ州での単身世帯で課税対象所得が年収100万フラン以上の場合の税率(連邦税含む)。個人所得税は累進課税で、配偶者や子供の数、扶養親族の有無、資産を考慮し、住宅費など各種経費が控除された上で、世帯全体の収入に課税される。連邦税(最高税率)11.5%、個人税(25フラン)含む。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	8.00			出所:ジュネーブ州政府「国際比較(2011/2012)」 軽減税率: 食品、飲料、新聞、書籍、水道など:2.50% 宿泊料:3.80%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	0または10			出所:日本との租税条約第11条(2011年12月30日に改正議定書発効) 政府・銀行など免税、その他10%。
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	0または5または10			出所:日本との租税条約第10条(2011年12月30日に改正議定書発効) 持株比率50%以上:免税、10%以上:5%、その他10%
27.日本へのロイヤルティ送金課税(最高税率%)	0			出所:日本との租税条約第12条(2011年12月30日に改正議定書発効)	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 クローナ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般職)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	出所:スウェーデン中央統計局 月額データはない。2011年の時給(年平均)は147.15クローナ。基本給のみ。残業代および諸手当、社会保障費(雇用主負担分)含まず。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	5,018	3,988	34,800	出所:スウェーデン中央統計局 月額。残業代および諸手当を含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	6,561	5,214	45,500	出所:スウェーデン中央統計局 月額。残業代および諸手当を含む。
	4.営業職(月額)	5,205	4,137	36,100	出所:スウェーデン中央統計局 月額。残業代および諸手当を含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	出所:スウェーデン中央統計局 月額データはない。2011年の時給(年平均)は144.20クローナ。基本給のみ。残業代および諸手当、社会保障費(雇用主負担分)含まず。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	出所:スウェーデン中央統計局 月額データはない。2011年の時給(年平均)は119.90クローナ。残業代および諸手当、社会保障費(雇用主負担分)含まず。
	6.法定最低賃金	法定最低賃金はない。企業・業種により労使協定で最低賃金を定めている場合がある。			出所:スウェーデン投資庁
	7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)	原則、支給なし。企業・業種により支給する場合もある。			出所:ヴィンゲ法律事務所より聴取。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:31.42% 被雇用者負担率:7.00%(SEK30,800までの収入に対して課税) 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:10.21% 遺族年金保険:1.17% 医療保険:5.02% 労働災害保険:0.30% 両親保険:2.60% 労働市場(雇用)保険:2.91% 一般賃金税:9.21%			出所:国税庁 2012年の適用率 被雇用者が1946年~84年生まれの場合。 1986年生まれ以降の場合は、年金以外の保険料が4分の1となり全体で15.49%。 1938年~46年生まれの場合、年金のみで10.21%。 1937年以前に生まれた場合、0%。
9.名目賃金上昇率(2009年→2010年→2011年)	2009年:3.4% 2010年:2.6% 2011年:2.4%			出所:スウェーデン財務省「政府2012年予算案」資料	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格(m2当たり)	216~433	172~344	1,500~3,000	出所:ストックホルム市開発局より聴取 工業団地名:ストックホルム地域のビジネスパーク 税・諸経費の内訳:土地購入の場合、不動産税(不動産の評価価値の0.5%)が加算される。VAT非課税。
	11.工業団地借料(月額)(m2当たり)	14~29	11~23	100~200	出所:ストックホルム市開発局より聴取 工業団地名:ストックホルム地域のビジネスパーク 税・諸経費の内訳:不動産税(不動産の評価価値の0.5%)が加算される。上下水工事および道路建設費用は自治体負担。VAT非課税。
	12.事務所賃料(月額)(m2当たり)	16~50	13~40	113~350	出所:ジョーンズ・ラング・ラサール(不動産業者)、スウェーデン国税庁 地区名:ストックホルム市内および近郊 税・諸経費の内訳:不動産税(不動産の評価価値の1%)が加算される。基本的にVAT非課税だが、契約によってVAT(25%)が加算されることもある。
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	3,244	2,578	22,500	出所:アンドラハンド・ドット・エスイー(不動産仲介インターネットサイト http://www.andrahand.se/)、スウェーデン国税庁 地区名:ノルマルム 住宅の種類:アパート 占有面積:115m2 税・諸経費の内訳:家具つき、洗濯機・乾燥機付きのバスルームおよびゲストトイレ、バルコニー、サウナ、暖房、上下水道、ケーブルテレビ、ブロードバンド、ごみ収集を含む。、VAT非課税。 住宅借上における現地特有の慣習:デポジットとして3ヵ月分の家賃を契約時に支払うケースがある。 スウェーデンでは公営住宅以外では、賃貸専用物件がほとんどないため、駐在員用住宅は分譲住宅を又借りする形態となる。しかし、管理規約で又貸しを禁止している物件もあり、法的規制もあることから、賃貸住宅の市場供給数は極めて少ない。
通信費	14.国際通話料金(日本向け3分間)	1.18	0.94	8.19	出所:テリア 料金算定方法:2.50クローナx3分+接続料金0.69クローナ/回
	15.インターネット接続料金(ブロードバンド)	36	29	252	出所:テリア ADSL:上り0.40Mbps/下り1.5~2Mbps 料金算定方法:初期費用:18ヵ月の固定契約の場合:接続料無料、モデム料495クローナ 上記以外の場合:接続料1,495クローナ、モデム料495クローナ モデム送料99クローナ(テリアとの電話契約があることが条件) 固定電話の加入(契約)がない場合、月額料金に加え、ネットワーク料金(89クローナ/月)を払う。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 クローナ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 32~156 1kWh当たり料金: 0.17	月額基本料: 25~124 1kWh当たり料金: 0.14	月額基本料: 219~1,081 1kWh当たり料金: 1.19	出所:フォータム 料金算定方法:月額基本料(年間基本料475クローナ+電気配送会社への年間契約料2,150~1万2,500クローナ,16A~63A)/12ヵ月 1kWh当たり料金=固定制電気料金0.9111クローナ+トランスファーチャージ(使用量に応じた電気配送会社への料金)0.257クローナ+緑の認証電気料0.0188クローナ、エネルギー税・VAT含む。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:9.37 1kWh当たり料金: 0.20	月額基本料:7.45 1kWh当たり料金: 0.16	月額基本料:65 1kWh当たり料金: 1.36	出所:フォータム 料金算定方法:月額基本料(年間基本料325クローナ+電気配送会社への年間契約料450クローナ)/12ヵ月 1kWh当たり料金=固定制電気料金0.9477クローナ+トランスファーチャージ(使用量に応じた電気配送会社への料金)0.412クローナ、緑の認証電気料0.015クローナおよびエネルギー税・VAT含む。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 54~10,671 1m3当たり料金: 0.82	月額基本料: 43~8,480 1m3当たり料金: 0.66	月額基本料: 372~74,001 1m3当たり料金: 5.72	出所:ストックホルム市水道局 料金算定方法:月額基本料=(年間水道使用量600~300万m3当たりの基本料1,532~88万5,080クローナ+年間契約料2,932クローナ)/12ヵ月 その他雨水処理を社内で行わなかった場合、土地の1m2当たり年間1.80クローナ徴収。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 45~156 1m3当たり料金: 0.85~0.86	月額基本料: 36~124 1m3当たり料金: 0.67~0.68	月額基本料: 313~1,083 1m3当たり料金: 5.87~5.95	出所:ストックホルム・ガス 料金算定方法:月額基本料=使用量に応じた年間基本料3,750クローナ(年間使用量1万m3以下)~1万3,000クローナ(年間使用量4万m3以上)/12ヵ月 1m3当たり料金にはエネルギー税および二酸化炭素税(1m3当たり1.61クローナ)含む。VAT(25%)含まず。 ガスの種類:新都市ガス(2011年より天然ガスと空気を混ぜた環境に優しいガスを導入した)。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,960 (2)2,500 (3)3,450	(1)1,558 (2)1,987 (3)2,742	(1)13,593 (2)17,338 (3)23,926	出所:シェンカー 工場立地:ストックホルム 最寄り港:ストックホルム港 第3国仕向け港:ニューヨーク港(米国) (1)対日輸出:工場立地(ストックホルム)→ストックホルム港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(ストックホルム)→ストックホルム港→ニューヨーク港(米国) (3)対日輸入:横浜港→ストックホルム港→工場立地(ストックホルム)
為替	21.為替レート	1米ドル=6.9350クローナ、1ユーロ=8.7270クローナ (2012年7月2日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	国税:26.3 地方税:- その他公租公課:-			出所:スウェーデン国税庁 投資ファンド・キャピタルゲイン・受取配当金・受取利子の場合、税率は30%となる。
	23.個人所得税 (最高税率%)	国税:25、地方税:29.54(教会税なし)~33.81(教会税含む)			出所:スウェーデン国税庁 地方税はストックホルム市の税率。これに課税対象所得額によって3段階の国税を加算。 a)国税の税率は所得が40万1,100クローナ未満はゼロ、b)40万1,100クローナ以上57万4,300クローナ未満の場合は40万1,100クローナを超えた分に対し20%、 c)57万4,300クローナ以上の場合は57万4,300クローナを超えた分に対し25%(2012年)。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	25			出所:スウェーデン国税庁 食品・飲料、交通・旅行サービス、ホテル・レストランなど:12% 新聞(日刊紙)、書籍、文化・スポーツイベント、公共交通機関運賃:6% 処方箋薬、医療機関向け医薬品代と中央銀行への金の供給:0% 公共サービス、金融・資産管理・保険業、会報や社内報、非営利組織の定期刊行物、ギャンブル(宝くじ含む)、不動産取引(一部例外あり)、芸術家報酬とその作品販売など:非課税。
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所:日本との租税条約(1983:203)第11条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般:15、 親子間:5			出所:日本との租税条約(1983:203)第10条 親子間要件:議決権付株式を25%以上、6ヵ月以上保有
27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	10			出所:日本との租税条約(1983:203)第12条	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 コルナ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	1,001	796	20,339	出所: チェコ日本商工会「2012年現地従業員給与アンケート速報値」 製造業33社の「工場労働者」の平均賃金。 年額を月額換算。 基本給、賞与含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,676	1,332	34,043	出所: チェコ日本商工会「2012年現地従業員給与アンケート速報値」 製造業33社の「技術者」の平均賃金。 年額を月額換算。 基本給、賞与含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	3,941	3,131	80,052	出所: チェコ日本商工会「2012年現地従業員給与アンケート速報値」 全業種(62社)の「一般管理職」の平均賃金。 年額を月額換算。 基本給、賞与含む。
	4.営業職(月額)	2,280	1,812	46,317	出所: チェコ日本商工会「2012年現地従業員給与アンケート速報値」 全業種(62社)の「販売営業系担当者」の平均賃金。 年額を月額換算。 基本給、賞与含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	788	626	16,005	出所: チェコ統計局 「アパレル業を含む接客員」の2011年の平均賃金 基本給、残業代、賞与含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	724	575	14,704	出所: チェコ統計局 「飲食を含む販売員」の2011年の平均賃金。 基本給、残業代、賞与含む。
	6.法定最低賃金	394	313	8,000	出所: 「最低賃金に関する政令」(第567/2006号) 改定日: 2007年1月1日 月額。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)の1.013か月相当			出所: チェコ日本商工会「2012年現地従業員給与アンケート速報値」 全業種(62社)の2011年実績の平均値。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 34% 被雇用者負担率: 11% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 1.2% 医療保険: 9.0% 年金: 21.5% その他: 2.3%(疾病保険) 被雇用者負担率の内訳: 年金保険: 6.5% 医療保険: 4.5%			出所: チェコインベスト チェコ労働・社会福祉省 原典: 法律No. 585/2006 病欠保険法及び関連法改正法、 No.2/2009 所得税法及び関連法改正法、 No.592/1992 一般健康保険法、 No. 48/1997 公共健康保険法
9.名目賃金上昇率 (2009年→2010年→2011年)	2009年: 3.3% 2010年: 1.9% 2011年: 2.2%			出所: チェコ統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	a) 39 b) 71 c) 118	a) 31 b) 56 c) 93	a) 798 b) 1,440 c) 2,400	出所: a) 現地不動産会社、b) 現地土地開発会社、c) プルゼニュー市庁 a) ジェフロヴィツェ工業団地(チェコ北部)、b) ストゥデーニカ工業団地(オストラヴァ近郊)、c) CTパーク・プルゼニュー a)はユーロ建てを米ドル建て、コルナ建てに換算。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	a) 7.19 b) 5.96~6.57 c) 4.83~5.29	a) 5.70 b) 4.74~5.22 c) 3.84~4.20	a) 146 b) 121~133 c) 98~107	出所: a) 現地不動産会社、b) 現地土地開発会社、c) プルゼニュー市庁 a) ジェフロヴィツェ工業団地(チェコ北部)、b) CTパーク・オストラヴァ、c) CTパーク・プルゼニュー 維持費・光熱費は含まず。 但し、c) は、維持費・光熱費含む。 ユーロ建てを米ドル建て、コルナ建てに換算。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	a) 30~31 b) 22~26 c) 19~21	a) 24~25 b) 18~21 c) 15~17	a) 614~644 b) 460~537 c) 399~445	出所: コリアーズ・インターナショナル a) プラハ1区(中心)、b) プラハ1区以外の中心部、c) プラハ中心部以外 管理費含まず。 ユーロ建てを米ドル建て、コルナ建てに換算。
	13.駐在員住宅借上料 (月額)	1,034~3,200	821~2,543	21,000~65,000	出所: 現地不動産会社検索サイト (www.reality.cz) プラハ6区(日本人学校の近く)の戸建て(家具付き)、駐車場付き。 71~220m2 維持費・光熱費は含まず。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.36~1.68	1.08~1.34	27~34	出所: テレフォニカO2
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	19~41	15~33	400~850	出所: テレフォニカO2 VDSL 下り2~25.6Mbps 月額。

チェコ(調査都市:プラハ)

特に追記がない場合VAT含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 コルナ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 2.68~476 1kWh当たり料金: 0.11~0.30	月額基本料: 2.13~378 1kWh当たり料金: 0.09~0.24	月額基本料: 54~9,673 1kWh当たり料金: 2.33~6.15	出所: チェコ電力 環境税(1MWh当たり28.30コルナ)含む。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 2.97~47 1kWh当たり料金: 0.10~0.34	月額基本料: 2.36~37 1kWh当たり料金: 0.08~0.27	月額基本料: 60~967 1kWh当たり料金: 2.08~6.89	出所: チェコ電力 環境税(1MWh当たり28.30コルナ)含む。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 3.27	月額基本料:- 1m3当たり料金: 2.60	月額基本料:- 1m3当たり料金: 66	出所: プラハ水道局 VATは軽減税率(14%)適用
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 5.79~22 1m3当たり料金: 0.64~1.12	月額基本料: 4.60~17 1m3当たり料金: 0.51~0.89	月額基本料: 117~459 1m3当たり料金: 12~22	出所: プラハ・ガス 年間消費量が63MWh以下の場合。 63MWhを超える場合には年額制で1m3当たり 12+1.98コルナ。 ガスの使用目的により1MWh当たり0~34コルナ の環境税が別途加算される。 天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)3,480 (2)3,120 (3)4,680	(1)2,766 (2)2,479 (3)3,719	(1)70,697 (2)63,383 (3)95,075	出所: 在チェコ日系ロジスティクス企業 工場立地: プラハ 最寄り港: ハンブルク港(ドイツ) 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1)対日輸出: 工場立地(プラハ)→ハンブルク 港→横浜港 (2)第3国輸出: 工場立地(プラハ)→ハンブルク 港→ニューヨーク港 (3)対日輸入: 横浜港→ハンブルク港→工場立 地(プラハ) ターミナル料等港湾費用、輸出入諸掛含まず。
為替	21.為替レート	1米ドル=20.3151コルナ、1ユーロ=25.5645コルナ (2012年7月2日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		19		出所: 所得税法改正法(法律第261/2007号) 受取配当金税率は15%。
	23.個人所得税 (最高税率%)		15		出所: 所得税法改正法(法律第261/2007号) 課税の基になる課税標準は、グロス賃金に法人 負担の社会・健康保険料(合わせてグロス賃金 の34%)を加算したもの。 証券売買による収入は非課税。 債券利益・利息、受取利子、受取配当金は、源 泉課税(15%)。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		20		出所: 付加価値税法(法律第235/2004号、 370/2011号) 標準税率: 20% 軽減税率(食品、書籍、医薬品等): 14%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		出所: 日本との租税条約第11条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		一般: 15 親子間: 10		出所: 日本との租税条約第10条 親子間要件: 6ヵ月以上、議決権付株式25%以 上。
27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)		10		出所: 日本との租税条約第12条 文化・芸術品の使用料は免除。	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 フォリント	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	820 ~ 1,117	651 ~ 888	186,036 ~ 253,537	出所:日系企業4社からの聞き取り調査 基本給、社会保障(雇用主負担分)、賞与を含む。 最少額(186,036フォリント)はヒアリングした4社の一般工職の最も安い金額の平均値、最大額(253,537フォリント)は最も高い金額の平均値。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,477 ~ 2,345	1,174 ~ 1,864	335,303 ~ 532,331	出所:日系企業4社からの聞き取り調査 基本給、社会保障(雇用主負担分)、賞与を含む。 最少額(335,303フォリント)はヒアリングした4社のエンジニアの最も安い金額の平均値、最大額(532,331フォリント)は最も高い金額の平均値。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	3,447 ~ 4,498	2,740 ~ 3,575	782,576 ~ 1,021,146	出所:日系企業4社からの聞き取り調査 基本給、社会保障(雇用主負担分)、賞与を含む。 最少額(782,576フォリント)はヒアリングした4社の中間管理職の最も安い金額の平均値、最大額(1,021,146フォリント)は最も高い金額の平均値。
	4.営業職(月額)	1,322	1,051	300,167	出所:ハンガリードイツ商工会議所賃金調査2011/2012(2011年9月) 基本給、社会保障(雇用主負担分)、賞与を含む。諸手当は含まず。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	556	442	126,138	出所:ハンガリー統計局 卸・小売、自動車修理業のマニュアルワーカーの平均グロス賃金(基本給、社会保障雇用主負担分、賞与など含む)。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	452	359	102,608	出所:ハンガリー統計局 宿泊施設、飲食業のマニュアルワーカーの平均賃金(基本給、社会保障雇用主負担分、賞与など含む)。
	6.法定最低賃金	410	326	93,000	出所:政令298/2011 改定日:2012年 1月 1日 高校卒業資格者以上は月額 10万8,000フォリント。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	(月額)の約1~2カ月相当			出所:地場系会計事務所 社用車や温かい食事券が支給されるケースもある。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:27% 被雇用者負担率:18.5% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1% 医療保険:2% 年金:24% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.5% 医療保険:7.0% 年金:10.0%			出所:ハンガリードイツ商工会議所賃金調査2011/2012 社会保障(雇用主負担分)として扱われるものは左記の通りだが、雇用主には、職業訓練基金拠出金1.5%も課される。
9.名目賃金上昇率 (2009年→2010年→2011年)	2009年:0.6% 2010年:1.3% 2011年:5.2%			出所:ハンガリー統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	42	33	9,427	出所:ハンガリー投資貿易庁(HITA) 工業団地名:タタバーニャインダストリアルパーク(ブダペスト西方)
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	5.03	4.00	1,143	出所:ハンガリー投資貿易庁(HITA) 工業団地名:中央トランスダニューブ地方(ブダペスト西方)
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	23~24	18~19	5,142~5,428	出所:現地不動産事業者 地区名:ECEシティセンター(ブダペスト) 管理費別 1,651フォリント/m2/月。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,888	1,500	428,483	出所:現地不動産事業者 地区名:ブダペスト12区 住宅の種類:アパート1階(家具、駐車場付き) 占有面積:120m2 共益費、水道光熱費別 VAT非課税。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.23	1.77	506	出所:ティーホーム(www.t-home.hu) 料金算定方法:168.64フォリント/分 通話料は契約形態により異なる。
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	31	25	7,000	出所:ティーホーム(www.t-home.hu) 料金算定方法:「コネクT05」プラン(下り最大5Mbps、1年間契約)

ハンガリー(ブダペスト)

特に追記がない場合VAT含む。

	米ドル	ユーロ	現地通貨 フォリント	備考	
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:0.89 1kWh当たり料金: 0.22	月額基本料:0.71 1kWh当たり料金: 0.18	月額基本料:203 1kWh当たり料金: 50	出所:エルム電力 電力自由化の中で個別契約ごとに料金は異なり、業務用の料金は非公開。左記は唯一公開されている小規模事業者(小売店舗等)の場合、地域、時間帯、契約により金額は大きく異なる。月額基本料と月額接続料は定額
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:0.89 1kWh当たり料金: (a)0.21 (b)0.22 (c)0.25	月額基本料:0.71 1kWh当たり料金: (a)0.17 (b)0.18 (c)0.20	月額基本料:203 1kWh当たり料金: (a)48 (b)50 (c)56	出所:エルム電力 (a)使用量110kWh以下/月 (b)使用量110kWh超/月(オフピーク時) (c)使用量110kWh超/月(ピーク時) オフピーク時:冬季は22:00~6:00、夏季は23:00~7:00 ピーク時:オフピーク時以外の時間
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: (a)6.94 (b)23 (c)41 1m3当たり料金: 1.11	月額基本料: (a)5.51 (b)18 (c)33 1m3当たり料金: 0.89	月額基本料: (a)1,575 (b)5,753 (c)9,385 1m3当たり料金: 253	出所:首都水道局 (a)使用量7.5m以下/日 (b)使用量7.5超~15m以下/日 (c)使用量15m超/日
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:n.a. 1m3当たり料金: n.a.	月額基本料:n.a. 1m3当たり料金: n.a.	月額基本料:n.a. 1m3当たり料金: n.a.	出所:ブダペストガス ガス自由化の中で個別契約ごとに料金は異なり、業務用料金は非公開。 参考:一般用ガス料金、月額基本料金1,303フォリント、1m3当たり料金135フォリント
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,690 (2)2,190 (3)3,100	(1)2,138 (2)1,740 (3)2,464	(1)610,627 (2)497,128 (3)703,697	出所:ユーラシアロジスティクス 工場立地:ブダペスト 最寄り港:ハンブルク港 第3国仕向け港:香港港 (1)対日輸出:工場立地(ブダペスト)→ハンブルク港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(ブダペスト)→ハンブルク港→香港港 (3)対日輸入:横浜港→ハンブルク港→工場立地(ブダペスト) 港湾手数料含まず。
為替	21.為替レート	1米ドル=226.999フォリント、1ユーロ=285.655フォリント (2012年7月2日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		10, 19		出所:ハンガリー投資貿易庁 国税:課税標準額5億フォリントまで10%、5億フォリントを超えた分は19% 地方税は以下の通り 地方事業税:最大2%(地方自治体の決定による) 建物税:1m2当たり最大1,658フォリント/年もしくは建物市場価格の最大3.6% 土地保有税:1m2当たり最大301フォリント/年もしくは土地市場価格の最大3% 建物税及び土地保有税率改定日:2012年1月1日
	23.個人所得税 (最高税率%)		16		出所:ハンガリー投資貿易庁 個人所得税法(123/2010、1995/CXVII号) 年収242万4,000フォリントを超える部分には、社会保障の雇用者負担分(27%)にも個人所得税がかかるが、2013年より撤廃される予定 改定日:2012年1月1日(242万4,000フォリント以下について、課税標準から社会保障の雇用者負担分が外された)
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		27		出所:ハンガリー投資貿易庁 付加価値税法(2010/CXXIII号) 軽減税率:あり 牛乳、パン、ホテル宿泊費など:18% 医薬品、教科書など:5% 改定日:2012年1月1日
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		出所:日本との租税条約第11条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		10		出所:日本との租税条約第10条
	27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)		10		出所:日本との租税条約第12条 工業的使用料:10% 文化的使用料:0%(免除)

	米ドル	ユーロ	現地通貨 ズロチ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	587~982	466~780	1,968~3,292	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Fitter」、「Production Operator」 最少額(1,968ズロチ)は下位25%、最大額(3,292ズロチ)は上位25%の金額。 (2012年春季・全国調査に基づく)。 基本給、残業代、賞与含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,141~1,766	907~1,403	3,825~5,921	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Process Engineering Specialist/製造技術」 最少額(3,825ズロチ)は下位25%、最大額(5,921ズロチ)は上位25%の金額。 (2012年春季・全国調査に基づく)。 基本給、残業代、賞与含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,724~2,830	1,370~2,249	5,782~9,489	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Production Manager」 最少額(5,782ズロチ)は下位25%、最大額(9,489ズロチ)は上位25%の金額。 (2012年春季・全国調査に基づく)。 基本給、残業代、賞与含む。
	4.営業職(月額)	839~1,594	666~1,267	2,812~5,346	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Sales Representative」 最少額(2,812ズロチ)は下位25%、最大額(5,346ズロチ)は上位25%の金額。 (2012年春季・全国調査に基づく)。 基本給、残業代、賞与含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	500~673	398~534	1,678~2,255	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Shop Assistant」(アパレル以外含む) 最少額(1,678ズロチ)は下位25%、最大額(2,255ズロチ)は上位25%の金額。 (2012年春季・全国調査に基づく)。 基本給、残業代、賞与含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	500~673	398~534	1,678~2,255	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Shop Assistant」(飲食以外含む) 最少額(1,678ズロチ)は下位25%、最大額(2,255ズロチ)は上位25%の金額。 (2012年春季・全国調査に基づく)。 基本給、残業代、賞与含む。
	6.法定最低賃金	447	355	1,500	出所: 「最低賃金に関する政令」(2011年9月13日発表) 改定日: 2012年1月1日 月額。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)1ヵ月相当(年1回支給)			一般的事例: 給与以外に「乗用車」「携帯電話」などを支給している企業もある。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 19.48~22.67% 被雇用者負担率: 13.71%+健康保険料 雇用者負担率の内訳: 年金保険: 9.76% 生活保護保険: 6.50%※1 傷害保険: 0.67~3.86%(業種によって異なる)※2 失業保険(a): 0.10% 失業保険(b): 2.45% 被雇用者負担率の内訳: 年金保険: 9.76% 生活保護保険: 1.50% 疾病保険: 2.45% 健康保険: 9.00%※3			出所: ポーランド社会保険庁 (a)再就職のための職業訓練支援保険 (b)企業倒産の場合の給付保険 ※1 改定日: 2012年2月1日 ※2 改定日: 2012年4月1日 ※3 (個人所得税額×7.75%)+(グロス給与-社会保険料)×1.25%
9.名目賃金上昇率 (2009年→2010年→2011年)	2009年: 5.4% 2010年: 3.9% 2011年: 5.4%			出所: ポーランド中央統計局(GUS)	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	62	49	208	出所: ポーランド情報・外国投資庁(PAIIIZ) 工業団地名: ブウォニエ(ワルシャワから西に30km) 共益費含まず(個別に契約時に交渉)。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	6.60	5.25	22	出所: ポーランド情報・外国投資庁(PAIIIZ) 工業団地名: フルジャスフ・マワイ(ワルシャワから南西に30km) 共益費含まず(個別に契約時に交渉)。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	42	33	139	出所: クッシュマン&ウエイクフィールド ワルシャワ市内 共益費含まず(個別に契約時に交渉)。 ユーロ建てを米ドル建て、ズロチ建てに換算。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,491~2,535	1,185~2,014	5,000~8,500	出所: 現地不動産事業者 モコトフ(ワルシャワ市内)のアパート、90~120m2。 共益費、光熱、警備、ゴミ処理などの経費負担は価格交渉時に決定。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.49	0.39	1.65	出所: オレンジ(フランス通信サービス大手子会社) Biznes 100プラン
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	48	38	160	出所: Netia DSL Netia DSL 2/1Mプラン(12ヵ月契約) 下り2Mbps、上り1Mbps 月額。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ズロチ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW 当たり)	月額基本料:8.35 1kWh当たり料金: 0.18	月額基本料:6.64 1kWh当たり料金: 0.15	月額基本料:28 1kWh当たり料金: 0.62	出所: RWE(ドイツエネルギー大手子会) 昼夜共通料金(C11) 契約によって料金体系が異なる。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:2.79 1kWh当たり料金: 0.15	月額基本料:2.22 1kWh当たり料金: 0.12	月額基本料:9.37 1kWh当たり料金: 0.51	出所: RWE(ドイツエネルギー大手子会) 昼夜共通料金(G11)、年間500kWhまで、12カ月契約 契約によって料金体系が異なる。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:2.41 1m3当たり料金: 1.35	月額基本料:1.91 1m3当たり料金: 1.08	月額基本料:8.07 1m3当たり料金: 4.54	出所: ワルシャワ水道公社(MPWIK) VATは軽減税率(8%)。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:67 1m3当たり料金: 0.54	月額基本料:54 1m3当たり料金: 0.43	月額基本料:226 1m3当たり料金: 1.81	出所: ポーランド石油・ガス会社(PGNiG)、マゾヴィ エツキ・ガス 1時間当たり使用量:10m3超~65m3以下(W-5)、 天然ガス。 契約によって料金体系が異なる。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)3,552 (2)4,217 (3)6,650	(1)2,823 (2)3,351 (3)5,285	(1)11,910 (2)14,140 (3)22,298	出所: 郵船ロジスティクスポーランド 工場立地(ワルシャワ) 最寄り港:グダンスク港、グディニャ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(ワルシャワ)→グダンスク 港→横浜港 海上運賃:2,852ドル 内陸輸送:700ドル (2)第3国輸出:工場立地(ワルシャワ)→グディニャ 港→ニューヨーク港 海上運賃:3,517ドル 内陸輸送:700ドル (3)対日輸入:横浜港→グダンスク港→工場立地(ワ ルシャワ) 海上運賃:5,950ドル 内陸輸送:700ドル 海上運賃には発着地での諸費用含む。 2012年6月データ。 米ドル建てをズロチ建て、ユーロ建てに換算。
為替	21.為替レート	1米ドル=3.3531ズロチ、1ユーロ=4.2195ズロチ (2012年7月2日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		19		出所: 法人所得税法 19条
	23.個人所得税 (最高税率%)		32		出所: 個人所得税法(27条) (a) 年間課税所得8万5,528ズロチ以下の場合:18% (556.02ズロチまで控除) (b) 同8万5,228ズロチ超の場合:基本税額1万 4,839.02ズロチ+8万5,228ズロチ超分の所得×32%
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		23		出所: 物品・サービス税法 標準税率:23%(146a条) 軽減税率: 一部の食品、医薬品など:8%(146a条) 一部の食品、書籍など:5%(41条) 2011年1月1日から2013年12月31日まで適用。 2012年12月31日時点の公的債務残高の対GDP比 が55%超の場合、税率は2013年7月1日から24%、 9%、6%に引き上げられる(146f条)。
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		出所: 日本との租税条約(11条)
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		10		出所: 日本との租税条約(10条)
27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)		10		出所: 日本との租税条約(12条) 工業的使用料は10%、文化的使用料は免税。	

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	793	630 出所:スロバキア統計局 カテゴリー8 機械運転員等(2011年値) 基本給、社会保障(雇用主負担分)、残業代、賞与含む。	
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	979	778 出所:スロバキア統計局 カテゴリー2 准専門家等(2011年値) 基本給、社会保障(雇用主負担分)、残業代、賞与含む。	
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,652	1,313 出所:スロバキア統計局 カテゴリー1 シニアマネージャー等(2011年値) 基本給、社会保障(雇用主負担分)、残業代、賞与含む。	
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	609	484 出所:スロバキア統計局 カテゴリー5 サービススタッフ、販売員等(2011年値) 基本給、社会保障(雇用主負担分)、残業代、賞与含む。	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	609	484 出所:スロバキア統計局 カテゴリー5 サービススタッフ、販売員等(2011年値) 基本給、社会保障(雇用主負担分)、残業代、賞与含む。	
	6.法定最低賃金	411.73	327.20 出所:スロバキア政府 改定日:2012年1月1日 月額。月額のほか時給(最低水準)を1.88ユーロとする規程あり。	
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	-	-	法的支払い義務はない。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:35.2% 被雇用者負担率:13.4% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.0% 医療保険:10.0% 年金:14.0% その他:10.2%		出所:スロバキア社会保険庁
9.名目賃金上昇率 (2009年→2010年→2011年)	2009年:3.0% 2010年:3.2% 2011年:2.2%		出所:スロバキア統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	63~354	50~281 出所:現地不動産会社Mondinion 工業団地名:ブラチスラバ近郊	
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	4.53~5.21	3.60~4.14 出所:コリアーズ・インターナショナル調査報告書「2012東欧不動産レビュー」 物流施設用の工業用地の価格 VAT含まず。	
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	16~20	13~16 出所:コリアーズ・インターナショナル調査報告書「2012東欧不動産レビュー」 地区名:ブラチスラバ市中心部 VAT含まず。	
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	566~2,517	450~2,000 出所:スロバキア投資貿易開発庁 地区名:ブラチスラバ市中心部 住宅の種類:2~3部屋のコンドミニアム 不動産手数料1~2カ月	
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.59	0.47 出所:スロバク・テレコム 0.1554ユーロ/分(0~24時)を3倍にして算定(ビジネスプラン)	
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料126 月額35	架設料100 月額28 出所:スロバク・テレコム 料金算定方法:Magio internet Optik3料金、架設料に加えて技術者によるセットアップ費用19.90ユーロを含む(利用者がセットアップする場合は不要)。下り61Mbps,上り6Mbps	

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW 当たり)	月額基本料: 4.53 1kWh当たり料金: 0.14	月額基本料: 3.60 1kWh当たり料金: 0.11 出所: ヴィボドスロヴェンスカ・エネルギー 産業用料金「FirmaJednotarif」プラン
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 1.06 1kWh当たり料金: 0.10	月額基本料: 0.84 1kWh当たり料金: 0.08 出所: ヴィボドスロヴェンスカ・エネルギー 一般家庭用料金「DomovKlasik-DD2」プラン
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: - 1m3当たり料金: 2.74	月額基本料: - 1m3当たり料金: 2.18 出所: ブラチスラバ水道会社 (BVS) 料金算定方法: 上水(1.0927ユーロ) + 下水(1.0836ユーロ)
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 38 1m3当たり料金: 0.82	月額基本料: 30 1m3当たり料金: 0.65 出所: スロバキア・ガス (SPP) 料金算定方法: M4(年間使用料6,500m ³ 以上の場合)、VAT含まず。 1m ³ 当たりの料金は下記の通り算出。 0.0514ユーロ(1kWh当たりの料金) × 1.20(VAT) × 10.5(1m ³ =10.5kWh)= 0.648ユーロ ガスの種類: 天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 3,153 (2) 3,313 (3) 5,212	(1) 2,506 (2) 2,633 (3) 4,142 出所: 日系フォワーダー 工場立地: ブラチスラバ 最寄り港: ハンブルクもしくはプレーマーハーフェン港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1) 対日輸出: 工場立地(ブラチスラバ) → ハンブルク港 → 横浜港 ハンブルク港までの陸送費1,330ユーロ含む。 (2) 第3国輸出: 工場立地(ブラチスラバ) → プレーマーハーフェン港 → ニューヨーク港 プレーマーハーフェン港までの陸送費1,330ユーロ含む。 (3) 対日輸入: 横浜港 → ハンブルク港 → 工場立地(ブラチスラバ) ハンブルク港からの陸送費1,400ユーロ含む。
為替	21.為替レート	1米ドル=0.7947ユーロ (2012年7月2日付)	
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	19	出所: スロバキア投資貿易開発庁
	23.個人所得税 (最高税率%)	19	出所: スロバキア投資貿易開発庁
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20	出所: 法令490/2010 軽減税率: 10% (医薬品、医療機器、書籍などに適用。)
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10	出所: 日本との租税条約11条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般: 15 親子間: 10	出所: 日本との租税条約10条 親子間要件: 持株比率25%以上を配当支払日より6か月以上前から保有。
27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10	出所: 日本との租税条約12条 文化的ロイヤルティー: 免税。	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 レイ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	419~565	333~449	1,481~1,998	出所:一部日系メーカーの平均 社会保障の事業主負担分を含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	885~1,089	704~865	3,132~3,851	出所:一部日系メーカーの平均 社会保障の事業主負担分を含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,949~2,396	1,549~1,904	6,894~8,476	出所:一部日系メーカーの平均 社会保障の事業主負担分を含む。
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	331	263	1,172	出所:ルーマニア国家統計局(INS) 社会保障の事業主負担分を含む。 レストラン・ホテル業の平均グロス賃金
	6.法定最低賃金	198	157	700	出所:政令2011年1225号 改定日:2012年1月1日
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)の1.0~1.5ヵ月相当			「13ヵ月目の給与」という呼称で支給、業績に応じて支給されるなど企業によって異なる。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:27.75~38.45% 被雇用者負担率:16.5% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:0.5% 医療保険:5.2% 年金:20.8%、25.8%、30.8%(職種によって異なる) 傷害保険:0.15~0.85% 所得補償保険:0.25% 療養補償保険:0.85% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:0.5% 医療保険:5.5% 年金:10.5%			出所:法令2006年399号、緊急法令2008年226号、法令2009年19号 年金と傷害保険の料率は職種によって異なる。
9.名目賃金上昇率 (2009年→2010年→2011年)	2009年:4.8% 2010年:3.1% 2011年:6.8%			出所:ルーマニア統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	38	30	134	出所:不動産情報アヌツリAZ 工業団地名:A1工業団地
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	7.05	5.60	25	出所:不動産・土地情報イモベディア 工業団地名:IMGB工業プラットフォーム
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	30	24	107	出所:不動産会社ソップ 地区名:ピクトリア広場 占有面積:133m2
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,894	2,300	10,238	出所:不動産会社ノルディス・マネジメント 地区名:アヴィアトリロール地区(ブカレスト市内) 住宅の種類:アパート 占有面積:150m2、4部屋、家具、地下駐車場付き
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.64	1.30	5.79	出所:ロムテレコム 月額基本料金:11.04ユーロ
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	20	16	71	出所:ロムテレコム ADSL上り1Mbps/下り20Mbps/VDSL上りMbps/下り30Mbps

		米ドル	ユーロ	現地通貨 レイ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 1kWh当たり料金: 0.17	月額基本料: 1kWh当たり料金: 0.14	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.61	出所:エネルギー規制局(ANRE) 政令2012年26号 別途、物品税(0.5ユーロ/MWh)が加算される。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:1.64 1kWh当たり料金: 0.14	月額基本料:1.31 1kWh当たり料金: 0.11	月額基本料:5.81 1kWh当たり料金: 0.51	出所:エネルギー規制局(ANRE) 政令2009年102号 別途、物品税(1ユーロ/MWh)が加算される。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金: 0.06~0.23	月額基本料: 1m3当たり料金: 0.05~0.19	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.21~0.83	出所:水道会社アパ・ノヴァ・ブカレスト 1m3当たり料金は地域によって異なる。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.42~0.44	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.33~0.35	月額基本料:- 1m3当たり料金: 1.49~1.57	出所:GDF Suez ガスの種類:天然ガス 別途、物品税(0.17ユーロ/GJ)が加算される。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,639 (2)3,739 (3)4,039	(1)1,303 (2)2,971 (3)3,210	(1)5,798 (2)13,226 (3)14,287	出所:KLT Romania Ltd.(川崎汽船代理店) 工場立地:ブカレスト 最寄り港:コンスタンツァ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 ブカレスト~コンスタンツァ間の鉄道輸送費含む (1)対日輸出:工場立地(ブカレスト)→コンスタンツァ港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(ブカレスト)→コンスタンツァ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→コンスタンツァ港→工場立地(ブカレスト)
為替	21.為替レート	1米ドル=3.5373レイ、1ユーロ=4.4513レイ (2012年7月2日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	16			出所:ルーマニア税管理庁(ANAF) 法令2003年571号17条
	23.個人所得税 (最高税率%)	16			出所:ルーマニア税管理庁(ANAF) 法令2003年571号43条 一律(フラットタックス)
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	24			出所:ルーマニア税管理庁(ANAF) 軽減税率: 書籍、見本市入場料、医薬品など:9% 未婚または既婚者で、住居購入、養護施設向け供給品:5%。
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所:日本との租税条約1976年213号第11条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10			出所:日本との租税条約1976年213号第10条
27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	工業的使用料:15 文化的使用料:10			出所:日本との租税条約1976年213号第12条	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 レバ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	470	373	730	出所:ブルガリア統計局(2012年第1四半期)データから算出。産業協会へのヒヤリングから、ワーカー/エンジニア/中間管理職の給与の割合はおおよそ0.5対1対1.5 社会保障(事業主負担分)を含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	862	685	1,340	出所:ブルガリア統計局(2012年第1四半期)データから算出。産業協会へのヒヤリングから、ワーカー/エンジニア/中間管理職の給与の割合はおおよそ0.5対1.0対1.5 社会保障(事業主負担分)を含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,294	1,028	2,011	出所:ブルガリア統計局(2012年第1四半期)データから算出。産業協会へのヒヤリングから、ワーカー/エンジニア/中間管理職の給与の割合はおおよそ0.5対1.0対1.5 社会保障(事業主負担分)を含む。
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	504	401	784	出所:ブルガリア統計局(2012年第1四半期)データから算出。社会保障(事業主負担分)を含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	361	287	561	出所:ブルガリア統計局(2012年第1四半期)データから算出。社会保障(事業主負担分)を含む。
	6.法定最低賃金	187	148	290	出所:2011年11月18日付け官報91号 改定日:2012年5月1日
	7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)	給与(月額)1ヵ月相当			法的義務はないが、慣例としてクリスマス前に支払われることが多い。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:18.1% 被雇用者負担率:12.9% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:0.6% 医療保険:4.8% 年金:9.9%(1959年12月31日以前生まれの被雇用者に対して) 年金:7.1%(1960年1月1日以降生まれの被雇用者に対して) 労働災害保険:0.7% 疾病・妊娠保険:2.1% 追加社会保険:2.8%(1960年1月1日以降生まれの被雇用者に対して) 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:0.4% 医療保険:3.2% 年金:7.9%(1959年12月31日以前生まれの被雇用者に対して) 年金:5.7%(1960年1月1日以降生まれの被雇用者に対して) 疾病・妊娠保険:1.4% 追加社会保険:2.2%(1960年1月1日以降生まれの被雇用者に対して)			出所:社会保険法
9.名目賃金上昇率(2009年→2010年→2011年)	2009年:11.6% 2010年:6.3% 2011年:9.1%			出所:ブルガリア統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格(m2当たり)	19~38	15~30	29~59	出所:Forton International(投資コンサル会社) ソフィア周辺工業地区(エリンベリン、クレミコフィツイ、ボジューリシテ地区) 税・諸経費は含まず。
	11.工業団地借料(月額)(m2当たり)	4.40~4.78	3.50~3.80	6.85~7.43	出所:Forton International(投資コンサル会社) 工業団地名:ソフィア周辺工業地区(エリンベリン、クレミコフィツイ、ボジューリシテ地区) 税・諸経費は含まず。
	12.事務所賃料(月額)(m2当たり)	20	16	31	出所:ソフィア市「世界貿易センター・ソフィア」内オフィス VAT、水道・光熱・警備代など含む。
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	3,322	2,640	5,163	出所:Mirela.Ltd社ウェブサイトおよび聞き取り 地区名:ソフィア市中心部レフスキー地区 住宅の種類:アパート 占有面積:167.12m2 VAT・諸経費(管理費、警備費)込み、手数料1ヵ月分相当の家賃60%、敷金1ヵ月。
通信費	14.国際通話料金(日本向け3分間)	2.32	1.84	3.60	出所:通信サービス事業大手VIVACOM
	15.インターネット接続料金(ブロードバンド)	16	13	25	出所:通信会社VIVACOM 架設料なし、月額使用料(固定価格)、下り最高15Mbps、2年契約の場合の月額。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 レバ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.12	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.10	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.19	出所:CEZ Elektro Bulgaria AD 従業員数50人未満、年間売上高1,950万レバ未満の事業所で、中電圧契約を前提とした昼間料金
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.16	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.13	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.25	出所:CEZ Elektro Bulgaria AD 昼間料金
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m3当たり料金: 1.34~1.62	月額基本料:— 1m3当たり料金: 1.06~1.29	月額基本料:— 1m3当たり料金: 2.08~2.52	出所:ソフィア水道公社 料金の幅は汚染物質の含有量(によって生じる下水処理料金の相違
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m3当たり料金: 0.65	月額基本料:— 1m3当たり料金: 0.52	月額基本料:— 1m3当たり料金: 1.01	出所:ソフィアガス 定期供給で年間契約量5万m3以下の場合 天然ガス
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,460 (2)3,360 (3)4,930	(1)1,955 (2)2,670 (3)3,918	(1)3,824 (2)5,222 (3)7,663	出所:Key Partners Ltd.(Container Shipping Agency) 工場立地:ソフィア 最寄り港:ヴァルナ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(ソフィア)→ヴァルナ港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(ソフィア)→ヴァルナ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→ヴァルナ港→工場立地(ソフィア)
為替	21.為替レート	1米ドル=1.5543レバ (2012年7月2日のインターバンクレート) 1ユーロ=1.95583レバ (固定)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		10		出所:法人税法(改正)2011年12月 99/16号
	23.個人所得税 (最高税率%)		10		出所:個人所得税法(改正)2011年12月 99/16号 一律10%のフラットタックス
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		20		出所:付加価値税法 官報99/16号(2011年12月) 軽減税率:国外において販売されるツアーパッケージ料金に含まれる宿泊費に対しては9%の税率を適用
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		出所:日本との租税条約第11条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		5		出所:法人税法第194条、200条
27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)		10		出所:日本との租税条約第12条	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 ダイナール	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	406~617	323~490	37,281~56,555	出所:セルビア投資・輸出促進庁(SIEPA) 下記データに基づき算出。 最少額290ユーロ×1.113(2011年名目賃金上昇率) 最大額440ユーロ×1.113(2011年名目賃金上昇率) 最少額(323ユーロ)は金属加工業、最大額(490ユーロ)は電気・電子産業の場合。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	644~2,101	512~1,670	59,095~192,751	出所:セルビア投資・輸出促進庁(SIEPA) 下記データに基づき算出。 最少額460ユーロ×1.113(2011年名目賃金上昇率) 最大額1,500ユーロ×1.113(2011年名目賃金上昇率) 最少額(512ユーロ)は金属加工業、最大額(1,670ユーロ)は電気・電子産業の場合。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,232~2,801	979~2,226	112,996~256,925	出所:セルビア投資・輸出促進庁(SIEPA) 下記データに基づき算出。 最少額880ユーロ×1.113(2011年名目賃金上昇率) 最大額2,000ユーロ×1.113(2011年名目賃金上昇率) 最少額(979ユーロ)は金属加工業、最大額(2,226ユーロ)は電気・電子産業の場合。
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	306	243	28,086	出所:セルビア統計局 2012年1~5月期飲食サービス業の平均グロス賃金。
	6.法定最低賃金	200	160	18,400	出所:セルビア社会経済評議会(政府、雇用者団体、労働組合三者による労使問題協議のための委員会組織) 改定日:2012年 03月 23日 時給(手取り額)×8時間×20日間で月額換算。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)の10~30%程度			法律で定められていないが、慣例として支給する。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:17.9% 被雇用者負担率:17.9% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:0.75% 医療保険:6.15% 年金保険:11%			出所:強制社会保障法(2004年制定)第44条
	9.名目賃金上昇率 (2009年→2010年→2011年)	2009年:8.8% 2010年:7.6% 2011年:11.3%			出所:セルビア統計局
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	169	134	15,466	出所:セルビア投資・輸出促進庁 工業団地名:TD Marvel 2(ベオグラード) 税・諸経費の内訳:土地・家屋取得税(2.5%)を含まず。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	12	9.54	1,101	出所:セルビア投資・輸出促進庁 工業団地名:ビシュニチカ・バーニャ(ベオグラード)
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	9.44	7.50	866	出所:不動産会社ネイマープラス 地区名:ノビ・ベオグラード 管理費等は含まず。 敷金:家賃1ヵ月相当分 不動産屋手数料:50%
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,133	900	103,878	出所:不動産会社RVAレント 地区名:ノビ・ベオグラード 住宅の種類:コンドミニアム、駐車場付き 占有面積:130m ² 管理費及びガレージ使用料等の諸経費は含まず。 住宅借上における現地特有の慣習:殆どの借り上げ住宅は家具付き。 敷金:家賃1ヵ月相当分 不動産屋手数料:50%
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.72	1.37	158	出所:テレコム・セルビア
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	35	28	3,174	出所:テレコム・セルビア タイプ「Click 1」(固定IPアドレス)、ADSL、VAT含む月額固定料金 下り1,536/上り256kbps。

セルビア(調査都市:ベオグラード)

特に追記がない場合VAT含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ディナール	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:6.60 1kWh当たり料金: 0.01~0.04	月額基本料:5.24 1kWh当たり料金: 0.01~0.03	月額基本料:605 1kWh当たり料金: 1.33~4.00	出所:セルビア電力公社 高電圧の場合。月額基本料=(契約電力(kW)×485.894ディナール)+119.07 ディナール、左記は契約電力1kWの場合。1kWh当たりの料金は、使用電圧により異なる。 VAT(18%)含まず。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:1.64 1kWh当たり料金: 0.01~0.14	月額基本料:1.30 1kWh当たり料金: 0.01~0.11	月額基本料:151 1kWh当たり料金: 1.25~13	出所:セルビア電力公社 高電圧の場合。月額基本料=(契約電力(kW)×31.583ディナール)+119.07 ディナール、左記は契約電力1kWの場合。1kWh当たりの料金は、使用電圧により異なる。 VAT(18%)含まず。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 1.25	月額基本料:- 1m3当たり料金: 1.00	月額基本料:- 1m3当たり料金: 115	出所:ベオグラード市水道事業公社 上水道74.97ディナール+下水道40.35ディナール VAT(8%)含む。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:0.20 1m3当たり料金: 0.41	月額基本料:0.16 1m3当たり料金: 0.33	月額基本料:18 1m3当たり料金: 38	出所:ベオガス 月額基本料金:タンク容量X215.40/12ヵ月、左記は1㎡の場合。 VAT(8%)含まず。 LPGガス
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)3,303 (2)4,706 (3)5,663	(1)2,625 (2)3,740 (3)4,500	(1)302,978 (2)431,670 (3)519,390	出所:シェンカー 工場名(都市名):ベオグラード 最寄り港:リエカ港(クオアチア) 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(ベオグラード)→リエカ港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(ベオグラード)→リエカ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→リエカ港→工場立地(ベオグラード)
為替	21.為替レート	1米ドル=91.72ディナール、1ユーロ=115.42ディナール (2012年7月2日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		10		出所:セルビア財務省税務局 法人税法39条
	23.個人所得税 (最高税率%)		15		出所:セルビア財務省税務局 個人所得税法89条 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子含む。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		18		出所:セルビア財務省税務局 付加価値税法23条 軽減税率: パン、ミルク、小麦、砂糖等の基礎食料品、青果、生・冷凍魚及び肉、卵、ホテル等の宿泊料金、医療品、水道料金、食料品、農薬、肥料、新聞、各種入場料、天然ガスなど8%。
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		20		出所:セルビア財務省税務局 法人税法40条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		20		出所:セルビア財務省税務局 法人税法40条
27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)		20		出所:セルビア財務省税務局 法人税法40条	

クロアチア(調査都市:ザグレブ)

特に追記がない場合VAT含む。

	米ドル	ユーロ	現地通貨 クナ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	840	667	5,005 出所:クロアチア統計局 2012年第1四半期平均値に基づき算出。 「工場・機械操業者・組立人」の項目。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。	
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,259	1,001	7,507 出所:クロアチア統計局 2012年第1四半期平均値に基づき算出。 「技術士・技術士補」の項目。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。	
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,356	1,078	8,085 出所:クロアチア統計局 2012年第1四半期平均値に基づき算出。 「マネージャーなど」の項目。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。	
	4.営業職(月額)	n.a	n.a.	n.a.	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	762	606	4,544 出所:クロアチア統計局 2012年第1四半期平均値に基づき算出。 「サービス、店舗スタッフ、ショップセールスワーカー」の項目。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)				
	6.法定最低賃金	472	375	2,814 出所:最低賃金法 改定日:2012年5月24日 2012年6月1日から2013年5月31日まで適用。 月額。	
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	-			法的支給義務はない。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:15.2% 従業員(本人)負担率:20% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.7% 医療保険:13.0% その他(傷害保険):0.5% 従業員(本人)負担率の内訳: 年金:20%			出所:社会負担法 傷害保険は職業に起因する傷病治療負担を担保するもの。 医療保険は2012年5月1日より15%から13%に引き下げられた。
	9.名目賃金上昇率 (2009年→2010年→2011年)	2009年:2.2% 2010年:△0.4% 2011年:1.5%			出所:クロアチア統計局
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(1)115 (2)214	(1)91 (2)170	(1)683 (2)1,275 出所:現地不動産会社ザグレブウエスト (1)Bijnik工業団地1,264m2の価格から1m2当たりの価格を算出 (2)Resnik工業団地約9,000m2の価格から1m2当たりの価格を算出 VAT非課税。	
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	(1)3.78 (2)7.55 (3)13	(1)3.00 (2)6.00 (3)10	(1)23 (2)45 (3)75 出所:現地不動産会社デロス (1)Buzin地区500m2 (2)Rudes地区1,231m2 (3)Tresnjevka地区250m2 VAT含まず。	
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	(1)8.43 (2)14 (3)15	(1)6.70 (2)11 (3)12	(1)50 (2)83 (3)90 出所:現地不動産会社ドモスフェラ (1)ザグレブ市内中心部150m2 (2)Tresnjevska地区150m2 (3)Budmanjeva地区225m2 税・諸経費の内訳:VAT含まず。	
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	(1)1,384 (2)2,265 (3)2,265	(1)1,100 (2)1,800 (3)1,800	(1)8,252 (2)13,504 (3)13,504 出所:現地不動産会社ドモスフェラ (1)Crnomerec地区125m2 (2)Vlaska地区150m2 (3)Krijesnice地区200m2 住宅の種類:アパート VAT非課税。	
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	4.36	3.47	26 出所:T-comクロアチア	
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料:94 月額:39	架設料:75 月額:31	架設料:563 月額:230 出所:T-comクロアチア 「ビジネスフラット」プラン ADSL上り256kbps/下り4Mbps	

クロアチア(調査都市:ザグレブ)

特に追記がない場合VAT含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 クナ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:17 1kWh当たり料金: 0.11~0.12	月額基本料:13 1kWh当たり料金: 0.09~0.10	月額基本料:101 1kWh当たり料金: 0.64~0.73	出所:クロアチア電力(HEP) 「中電圧ホワイトプラン」 VAT含まず。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:3.69 1kWh当たり料金: 0.09~0.19	月額基本料:2.93 1kWh当たり料金: 0.07~0.15	月額基本料:22 1kWh当たり料金: 0.56~1.14	出所:クロアチア電力(HEP) 「低電圧ホワイトプラン」
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:9.23 1m3当たり料金: 4.36	月額基本料:7.33 1m3当たり料金: 3.47	月額基本料:55 1m3当たり料金: 26	出所:水供給・下水処理会社ヴオドオプスクル バ・イ・オデュヴォジュニヤ(VIO) 32mm口径。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	1m3当たり料金: 0.61	1m3当たり料金: 0.48	1m3当たり料金: 3.61	出所:ザグレブ市ガス供給会社 料金算定方法:業務用は公表されていない。 (参考)一般用ガス料金の価格は1m3当たり3.61 クナ。 天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,900 (2)3,000 (3)4,100	(1)1,510 (2)2,384 (3)3,258	(1)11,327 (2)17,885 (3)24,443	出所:Nロジステイカ、Transagent Rijeka 工場立地:リエカ 最寄り港:リエカ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(リエカ)→リエカ港→横 浜港 (2)第3国輸出:工場立地(リエカ)→リエカ港→ ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→リエカ港→工場立地(リ エカ)
為替	21.為替レート	1米ドル=5.9617クナ、1ユーロ=7.5022クナ (2012年7月2日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	20			出所:クロアチア財務省、国税庁、所得税法、 利益税法
	23.個人所得税 (最高税率%)	40			出所:クロアチア財務省 所得税法 3段階(12%、25%、40%)の累進課税。 注:所得税に上乘せされる地方賦課金(自治体 により税率が異なる)は除く。例えば、ザグレブ 在住者に対しては、18%の地方賦課金が適用 されるため、個人所得税40%の最高税率が課さ れる在住者は所得の合計47.2%を税金として納 めることになる。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	25			出所:クロアチア財務省 付加価値税法 軽減税率: ・パン、ミルク、医薬品、書籍など:0% ・ホテル宿泊、新聞紙など:10% 2013年1月よりレストランサービス、食用オイル、 ペビーフードなども10%の軽減税率適用予定。
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	15			出所:クロアチア財務省 利益税法 日本との租税条約はない。
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	12			出所:クロアチア財務省 利益税法 日本との租税条約はない。
27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	15			出所:クロアチア財務省 利益税法 日本との租税条約はない。	
全体	28.特記すべき事項	ザグレブ在住者に対しては、18%の地方賦課金が適用されるた め、個人所得税40%の最高税率が課される在住者は所得の合 計47.2%を税金として納めることになる。			

	米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	667 ~ 1,201	530 ~ 955	21,750 ~ 39,150 出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」No.2 2011(2012年2月2日時点) 保守工 基本給 月額。	
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	801 ~ 2,136	636 ~ 1,697	26,100 ~ 69,600 出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」No.2 2011(2012年2月2日時点) 主任給電技師 基本給 月額。	
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	747 ~ 4,004	594 ~ 3,182	24,360 ~ 130,500 出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」No.2 2011(2012年2月2日時点) 部長(総務担当) 基本給 月額。	
	4.営業職(月額)	481 ~ 1,869	382 ~ 1,485	15,660 ~ 60,900 出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」No.2 2011(2012年2月2日時点) 営業職 基本給 月額。	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	481 ~ 2,136	382 ~ 1,697	15,660 ~ 69,600 出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」No.2 2011(2012年2月2日時点) 販売員 基本給 月額。	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	534 ~ 1,534	424 ~ 1,219	17,400 ~ 50,000 出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」No.2 2011(2012年2月2日時点) 調理補助員 基本給 月額。	
	6.法定最低賃金	359	285	11,700 出所:2011年11月22日付モスクワ市政府決定第552-PP号合意「2012年のモスクワ市における最低賃金について」 改定日:2012年7月1日 月額。	
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	(1)1,602 ~ 3,203 (2)1,602 ~ 6,407 (3)3,844 ~ 9,610 (4)3,844 ~ 25,627 (5)1,602 ~ 6,407 (6)0	(1)1,273 ~ 2,546 (2)1,273 ~ 5,091 (3)3,055 ~ 7,637 (4)3,055 ~ 20,365 (5)1,272 ~ 5,091 (6)0	(1)52,200 ~ 104,400 (2)52,200 ~ 208,800 (3)125,280 ~ 313,200 (4)125,280 ~ 835,200 (5)52,200 ~ 208,800 (6)0	出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」No.2 2011(2012年2月2日時点) (1)保守工 (2)主任給電技師 (3)部長(総務担当) (4)営業職 (5)販売員 (6)調理補助員
	8.社会保険負担率	事業主負担率:30.2~38.5% 被雇用者負担率:- 雇用者負担率の内訳: 社会保険料:30% 労災保険:0.2~8.5%(労災保険は業種の危険度によって異なる)			出所:2005年12月22日付連邦法第179-FZ号、2009年7月24日付連邦法第212-FZ号、2011年11月24日付連邦政府決定第974号。 社会保険料を算出する基準額が年間51万2,000ルーブルを超える場合、その超過分に10%の年金基金の保険料のみ課される。
9.名目賃金上昇率 (2009年→2010年→2011年)	2009年:9.2% 2010年:15.1% 2011年:13.0%			出所:ロシア連邦国家統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a) 77 (b) 77~107	(a) 61 (b) 61~85	(a) 2,500 (b) 2,500~3,500	(a) 出所:不動産会社インベスト・ネドゥビジモスチ ノヴォリヤザン街道沿い(モスクワ環状自動車道から5km) (b) 出所:テクノパーク「M4」 カシナーラ街道沿い(モスクワ環状自動車道から8km)
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	(a) 18 (b) 13 ~ 14	(a) 15 (b) 10 ~ 11	(a) 595 (b) 408 ~ 458	出所:(a) テクノパーク「ストロゴノ」(モスクワ市内北西部) 共益費を含まず (b) テクノパーク(モスクワ市西部) 共益費を含む。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	79 ~ 148	63 ~ 117	2,563 ~ 4,807	出所:ブラエディウム「オフィス市場概況」2012年第1四半期 中央行政区のクラスA案件。 共益費含まず。 米ドル建てをルーブル建てに換算。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,915 ~ 14,728	2,316 ~ 11,704	95,000 ~ 480,000	出所:メイフェア不動産 中心部 集合住宅 100平米程度 税・諸経費は物件によって異なる。 通常家賃1か月相当のデポジットを大家に預ける。 VAT、諸経費については契約条件により異なる。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.71	2.15	88	出所:ロステレコム アジア1地区料金(平日8~20時)
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	105	83	3,422	出所:MTS 料金プラン「ラスチヨトリヴィ 10GB ADSL」 超過分は0.50ルーブル/MB。 月額。

ロシア(調査都市:モスクワ)

特に追記がない場合VAT含む。

	米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考	
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.06~0.19	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.05~0.15	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 1.89~6.25	出所:モスクワ市エネルギー委員会 1kWh当たり料金は電圧や時間帯によって異なる。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.02~0.12	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.02~0.1	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.71~4.03	出所:モスクワ市エネルギー委員会 1kWh当たり料金は時間帯及び電気暖房設備、電気調理設備の有無によって異なる。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.88	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.70	月額基本料:- 1m3当たり料金: 29	出所:モスクワ市水道事業公社「モスポドカナル」
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金:0.10	月額基本料:- 1m3当たり料金:0.08	月額基本料:- 1m3当たり料金:3.14	出所:ロシア連邦公共料金局 天然ガス
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)5,370 (2)2,820 (3)5,670	(1)4,267 (2)2,241 (3)4,506	(1)175,008 (2)91,904 (3)184,785	出所:日系物流会社 工場立地:モスクワ 最寄り港:サンクトペテルブルク港 第3国仕向け港:ブレマーハーフェン港(ドイツ) (1)対日輸出:工場立地(モスクワ)→サンクトペテルブルク港→横浜港 内訳:陸送費1,870ドル、海上輸送費3,500ドル (2)第3国輸出:工場立地(モスクワ)→サンクトペテルブルク港→ブレマー ハーフェン港(ドイツ) 内訳:陸送費1,870ドル、海上輸送費950ドル (3)対日輸入:横浜港→サンクトペテルブルク港→工場立地(モスクワ) 内訳:陸送費1,870ドル、海上輸送費:3,800ドル 40フィートコンテナ
為替	21.為替レート	1米ドル=32.5900ルーブル、1ユーロ=41.0113ルーブル (2012年7月2日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		国税:20 地方税:18 連邦税:2	出所:国税基本法第250条、第284条 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子を対象になるが場合によって税率は異なる。	
	23.個人所得税 (最高税率%)		13	出所:国税基本法第224条、キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子を含む。	
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		18	出所:国税基本法第164条、軽減税率:食品、子供用品、定期刊行物、薬品は10%	
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10	出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第8条	
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		15	出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第7条	
27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)		10	出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第9条		

	米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	480~957	382~737	15,655~30,230	出所:人材リクルート・派遣会社「ケースHR」 製造ライン作業員 基本給含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	661~1,424	526~1,132	21,556~46,420	出所:人材リクルート・派遣会社「ケースHR」 工場ライン監督者 基本給含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,226~4,823	974~3,833	39,953~157,192	出所:人材リクルート・派遣会社「ケースHR」 工場ショップ長 基本給含む。
	4.営業職(月額)	812~2,493	645~1,981	26,450~81,250	出所:人材リクルート・派遣会社「ケースHR」 エリア販売マネージャー 基本給含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	368~795	293~632	12,000~25,900	出所:人材リクルート・派遣会社「ケースHR」 ショップアシスタント 基本給含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	368~795	293~632	12,000~25,900	出所:人材リクルート・派遣会社「ケースHR」 ショップアシスタント 飲食店舗のデータがないためアパレルで代用。 基本給含む。
	6.法定最低賃金	a) 239 b) 199	a) 189 b) 157	a) 7,781 b) 6,470	出所: a)地域間合意書第63-s号「サンクトペテルブルク市の2012年の最低賃金について」 b)地域間合意書第17/s-11号「レニングラード州の2011-2012年の最低賃金について」 改定日: a)2011年12月8日付 サンクトペテルブルク市 b)2011年8月31日付 レニングラード州 月額。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1. 427~919 2. 566~1,328 3. 2,425~6,606 4. 738~6,925 5-1. N.A. 5-2. N.A.	1. 339~730 2. 418~1,055 3. 1,927~5,250 4. 586~5,503 5-1. N.A. 5-2. N.A.	1.13,900~29,937 2.17,160~43,271 3.79,040~215,291 4.24,050~225,684 5-1. N.A. 5-2. N.A.	出所:人材リクルート・派遣会社「ケースHR」 1.~5-2.は上記項目1.~5-2.に対応。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:30.2~38.5% 被雇用者負担率:なし 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:2.9% 強制医療保険:5.1%(連邦3.1%、地方2.0%) 年金:22.0% 労災保険:0.2~8.5%(労災保険は業種の危険度によって異なる)			出所:2009年7月24日付連邦法第212-FZ号「年金基金、社会保険基金、強制医療保険における保険料率について」、2005年12月22日付連邦法第179-FZ号 労災保険を除き51万2,000ルーブルまでは社会保険負担率は合計30%。51万2,000ルーブルを超えた部分は当該部分の10%。 出所:2011年11月24日付連邦政府決定第974号。
9.名目賃金上昇率 (2009年→2010年→2011年)	2009年:6.3% 2010年:11.9% 2011年:8.6%			出所:サンクトペテルブルク市・レニングラード州国家統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a) 60 (b) 80 (c) 100	(a) 48 (b) 64 (c) 79	(a) 1,955 (b) 2,607 (c) 3,259	出所:不動産会社「コリエルス・インターナショナル」 工業団地名: (a)ウトキナ・ザボディ(サンクトペテルブルク市南東) (b)ゴレロヴォ(サンクトペテルブルク市南西) (c)プグリ(サンクトペテルブルク市北東) ドル建てをルーブル建て、ユーロ建てに換算。 ユーティリティ整備費が別途必要。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	(a) 61 (b) 49	(a) 49 (b) 37	(a) 2,000 (b) 1,500	出所:不動産会社Colliers International 中央地区 VAT、管理費含む a)クラスA、b)クラスB
通信費	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	3,222	2,560	105,000	出所:不動産会社ツァン 地区名:中央地区 住宅の種類:市中心部のアパート 占有面積:100-150m2 税・諸経費の内訳:管理費含む、セーフティ・デポジット1ヵ月分と不動産への仲介手数料1ヵ月分が必要 住宅借上における現地特有の慣習(ある場合)
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.62	1.29	52.92	出所:ロステレコム アジア1地区料金
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	a) 91 b) 72	a) 72 b) 58	a) 2,950 b) 2,360	出所:ノースウエストテレコム 料金プラン「アライヤンスプロ」使い放題 ADSL、下り回線速度2Mbps a) 架設料 b) 月額基本料

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.07~0.11	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.05~0.09	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 2.13~3.52	出所:サンクトペテルブルク市公共料金委員会 時間帯及び料金メーターの有無によって異なる。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.07~0.11	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.05~0.09	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 2.13~3.52	出所:サンクトペテルブルク市公共料金委員会 時間帯及び料金メーターの有無によって異なる。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: a)0.68 b)0.12	月額基本料:- 1m3当たり料金: a)0.54 b)0.1	月額基本料:- 1m3当たり料金: a)22 b)3.99	出所:サンクトペテルブルク市公共料金委員会 a)飲用水、b)工業用水
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.14	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.11	月額基本料:- 1m3当たり料金: 4.38	出所:サンクトペテルブルク市公共料金委員会 天然ガス
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)3,500 (2)950 (3)3,800	(1)2,781 (2)755 (3)3,020	(1)114,065 (2)30,961 (3)123,842	出所:日系物流会社 工場立地:サンクトペテルブルク 最寄り港:サンクトペテルブルク港 第3国仕向け港:ブレマーハーフェン港(ドイツ) (1)対日輸出:工場立地(サンクトペテルブルク) →サンクトペテルブルク港→横浜港 内訳:海上輸送費3,500ドル (2)第3国輸出:(工場立地)サンクトペテルブルク →サンクトペテルブルク港→ブレマーハーフェン港 内訳:海上輸送費950ドル (3)対日輸入:横浜港→サンクトペテルブルク港 →(工場立地)サンクトペテルブルク 内訳:海上輸送費:3,800ドル 40フィートコンテナ
為替	21.為替レート	1米ドル=32.5900ルーブル、1ユーロ=41.0113ルーブル (2012年7月2日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		国税:2 地方税:18		出所:国税基本法第284条 その他公租公課:なし
	23.個人所得税 (最高税率%)		13		出所:国税基本法第224条
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		18		出所:国税基本法第164条 軽減税率: 食品、子供用品、定期刊行物、医薬品:10%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第8条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		15		出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第7条
	27.日本へのロイヤルティー送金課税(最高税率%)		10		出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第9条

	米ドル	ユーロ	現地通貨 フリブニャ	備考	
賞金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	265 ~ 663	211 ~ 527	2,146 ~ 5,362	出所:ヒルインターナショナル「Salary Survey report(2012年10月5日時点)」 製造ライン作業員 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	744 ~ 1,686	591 ~ 1,340	6,017 ~ 13,629	出所:ヒルインターナショナル「Salary Survey report(2012年10月5日時点)」 工場ライン監督者 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,795 ~ 3,884	1,426 ~ 3,086	14,508 ~ 31,397	出所:ヒルインターナショナル「Salary Survey report(2012年10月5日時点)」 生産監督者 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。
	4.営業職(月額)	621 ~ 1,331	494 ~ 1,058	5,022 ~ 10,761	出所:ヒルインターナショナル「Salary Survey report(2012年10月5日時点)」 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	299 ~ 741	238 ~ 589	2,417 ~ 5,992	出所:ヒルインターナショナル「Salary Survey report(2012年10月5日時点)」 販売アシスタント 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	216 ~ 617	171 ~ 490	1,744 ~ 4,986	出所:ヒルインターナショナル「Salary Survey report(2012年10月5日時点)」 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。
	6.法定最低賃金	136	108	1,102	出所:2011年12月22日付ウクライナ法第4282-VI号 改定日:2012年7月30日 月額 2012年7月1日以降の額。 2012年10月1日以降は1,118フリブニャ/月、2012年12月1日以降は1,134フリブニャ/月。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	(1)0 (2)0 (3)6,046 ~ 11,096 (4)1,164 ~ 7,271 (5)291 ~ 686 (6)0	(1)0 (2)0 (3)4,805 ~ 8,817 (4)925 ~ 5,778 (5)231 ~ 545 (6)0	(1)0 (2)0 (3)48,876 ~ 89,697 (4)9,409 ~ 58,775 (5)2,349 ~ 5,543 (6)0	出所:ヒルインターナショナル「Salary Survey report(2012年10月5日時点)」 (1)製造ライン作業員 (2)工場ライン監督者 (3)生産監督者 (4)営業職 (5)販売アシスタント (6)店舗スタッフ(飲食)
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:36.76~49.7%(業種の危険度合いによる) 被雇用者負担率:3.6%			出所:2010年7月8日付ウクライナ法第2464-VI号(2012年5月22日付ウクライナ法第4814-VI号により最終改訂)
	9.名目賃金上昇率 (2009年→2010年→2011年)	2009年:2.80% 2010年:15.8% 2011年:16.9%			出所:キエフ市統計局
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	6.93~14	5.50~12	56~117	出所:ピニツァ市 ピニツァ工業団地 税・諸経費については契約条件によって異なる。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	(1)0.11 (2)0.06	(1)0.09 (2)0.05	(1)0.92 (2)0.51	出所:ピニツァ市 ピニツァ工業団地 税・諸経費については契約条件によって異なる。 (1)鉄道および高速道路周辺 (2)中心地
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	40~46	32~37	323~372	出所:不動産会社コリエルインターナショナル キエフ市 税・諸経費については契約条件によって異なる。 管理費含まず。 米ドル建てをフリブニャ建てに換算。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	752	596	6,079	出所:エスピーディベロップメント キエフ市内のアパート(3部屋) 水道代、電気料金、ガス料金は含まず。 VAT、諸経費については契約条件によって異なる。 初回賃料として2ヶ月分を支払う(賃貸開始月と最終月の2か月分)。 前金払いも別途必要。 米ドル建てをフリブニャ建てに換算。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.44~1.80	1.14~1.43	12~15	出所:ウクルテレコム 平日18時~8時および土日祝日は1分間0.48米ドル 平日8時~18時のみは1分間0.60米ドル 米ドル建てをフリブニャ建てに換算。
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料:0.12 月額基本料:16	架設料:0.10 月額基本料:13	架設料:1.00 月額基本料:130	出所:ウクルテレコム 料金算定方法:料金プラン「OGO!Ultra」 下り回線速度20Mbps、上り回線速度3Mbps。 ADSL

	米ドル	ユーロ	現地通貨 フリブニャ	備考	
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.04~0.24	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.03~0.19	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.31~1.91	出所:キエフエネルギー 2012年7月1日以降。 1kWh当たりの料金は電圧および時間帯によって異なる。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.03~0.12	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.03~0.09	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.28~0.96	出所:キエフウオドカナル 1kWh当たりの料金は電圧によって異なる。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m3当たり料金: (a)0.22 (b)0.17	月額基本料:— 1m3当たり料金: (a)0.18 (b)0.14	月額基本料:— 1m3当たり料金: (a)1.79 (b)1.39	出所:キエフウオドカナル (a)上水道料金 (b)下水道料金
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m3当たり料金: 0.52	月額基本料:— 1m3当たり料金: 0.41	月額基本料:— 1m3当たり料金: 4.21	出所:2012年7月31日付エネルギー分野の規制に関する国家委員会決定第998号 ガスの種類:天然ガス
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 3,700 (2) 3,200 (3) 4,870	(1) 2,940 (2) 2,543 (3) 3,870	(1) 29,911 (2) 25,869 (3) 39,369	出所:日系物流会社 工場立地:クレメレチュク 最寄り港:オデッサ港 第3国仕向け港:香港 (1)対日輸出:工場立地(クレメレチュク)→オデッサ港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(クレメレチュク)→オデッサ港→香港 (3)対日輸入:横浜港→オデッサ港→工場立地(クレメレチュク) 陸上輸送費、ターミナルハンドリング料金を含む。 米ドル建てをフリブニャ建てに換算。
為替	21.為替レート	1米ドル=8.0840フリブニャ、1ユーロ=10.1729フリブニャ (2012年7月2日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		21		出所:2010年12月2日付国税基本法第2755-VI号(2012年7月6日付ウクライナ法第5180-VI号により最終改訂) 2012年1月1日~12月31日まで21%、2013年1月1日~12月31日まで19%。
	23.個人所得税 (最高税率%)		17		出所:2010年12月2日付国税基本法第2755-VI号(2012年7月6日付ウクライナ法第5180-VI号により最終改訂) 最低賃金の10倍超の月取の場合。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		20		出所:2010年12月2日付国税基本法第2755-VI号(2012年7月6日付ウクライナ法第5180-VI号により最終改訂) 2013年12月31日まで20%、2014年1月1日以降は17%。
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第8条 日ソ租税条約を継承。
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		15		出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第7条 日ソ租税条約を継承。
	27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)		10		出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第9条 日ソ租税条約を継承。

	米ドル	ユーロ	現地通貨 スム	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	318	253	600,000	出所:日系製造業の進出はほとんど無いため、外国との合併食品加工企業における実勢支払いベースをヒアリング。別途交通費、食事代を支給。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	478	379	900,000	出所:日系製造業の進出はほとんど無いため、外国との合併食品加工企業における実勢支払いベースをヒアリング。別途交通費、食事手当を支給。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	902	717	1,700,000	出所:日系製造業の進出はほとんど無いため、外国との合併食品加工企業における実勢支払いベースをヒアリング。業績給として別途毎月約500,000スム。
	4.営業職(月額)	424	337	800,000	出所:日系製造業の進出はほとんど無いため、外国との合併食品加工企業における実勢支払いベースをヒアリング。業績給として別途毎月約500,000スム。別途、交通費、食事手当、携帯電話使用料(通話料込み)を支給。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	100	79	188,475	出所:地場資本の中級ショップの店員に対しヒアリング。左記に売上額の3%を加算。ドル建て契約の現地通貨払い。食事手当で40ドル相当額を別途支給。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	265	211	500,000	出所:地場資本の中級ショップの店員に対しヒアリング。
	6.法定最低賃金	38	31	72,355	改定日:2011年8月1日 大統領令UP4450(2012年7月5日付)
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		n.a.		ボーナス支給に関する定めを記述した条文は設定されていない。
	8.社会保険負担率				雇用者負担率:25% 被雇用者負担率:6.5% 雇用者負担率の内訳: 統一社会保険料:25% その他: 予算外企業年金:総売上高の1.6% 予算外道路基金:総売上高の1.4% 予算外学校教育基金:総売上高の0.5% 被雇用者負担率の内訳: 年金基金(保険部分):5.5% 年金基金(積立部分):1%
9.名目賃金上昇率 (2009年→2010年→2011年)	2009年:34.4% 2010年:32.0% 2011年:26.5%			出所: 大統領令UP-4042(2008年10月22日付) 大統領令UP-4152(2009年11月16日付) 大統領令UP-4253(2010年11月15日付) 大統領令UP-4377(2011年11月3日付) 当該データは未公表 左記は全国の公務員給与および法定最低賃金の上昇率を記載。	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	土地は国有であり、売買は法令で定められる場合を除き認められない。 外国企業等には、土地法によって規定される土地使用および契約による賃借が認められる土地使用の場合、登録料(最低賃金の50%)および土地税(タシケント市最高区画で年間94,321,777スム/ha)の支払いが必要。 なお、ウズベキスタンの法人に対して土地の私有化が認められる決定がなされた(大統領令2006年7月24日付)が、細則が公布されていないため、私有化措置は導入されていない。 また、大統領令UP-4059(2008年12月2日付)でウズベキスタン中部のナボイ空港近郊に「自由経済工業区」が設置された。 同工業区への進出には300万ユーロ以上の出資が条件。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	土地は国有であり、売買は法令で定められる場合を除き認められない。 外国企業等には、土地法によって規定される土地使用および契約による賃借が認められる土地使用の場合、登録料(最低賃金の50%)および土地税(タシケント市最高区画で年間85,747,070スム/ha)の支払いが必要。 なお、ウズベキスタンの法人に対して土地の私有化が認められる決定がなされた(大統領令2006年7月24日付)が、細則が公布されていないため、私有化措置は導入されていない。 また、大統領令UP-4059(2008年12月2日付)でウズベキスタン中部のナボイ空港近郊に「自由経済工業区」が設置された。 同工業区への進出には300万ユーロ以上の出資が条件。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	27	21	50,260	出所:インターナショナル・ビジネスセンター 米ドル建てをスム建て、ユーロ建てに換算。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	3,000~5,000	2,384~3,973	5,654,250~9,423,750	出所:地元不動産業者 市内中心部の戸建て200~400m2、5~6部屋。 電気代と国際電話使用料以外は大家負担がほとんど。 通常3~6か月分の前払い。 米ドル建てをスム建て、ユーロ建てに換算。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	3.42	2.72	6,446	出所:ビーライン その他アジア地区料金 米ドル建てをスム建て、ユーロ建てに換算。 支払日の中央銀行公定レート換算でスム払い。
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料:無料 月額使用料:260	架設料:無料 月額使用料:207	架設料:無料 月額使用料:490,035	出所:Super iMAX 料金プラン「Company 1」 下り回線速度:1Mbps、昼夜それぞれ8GB分の通信トラフィック含む。 超過料は0.04ドル/MB。 米ドル建てをスム建て、ユーロ建てに換算。 中央銀行公定レート換算でスム払い。

ウズベキスタン(調査都市:タシケント)

特に追記がない場合VAT含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 スム	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.05	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.04	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 98	出所:ウズベクエネルギー 750kVA以下の場合
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.05	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.04	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 98	出所:ウズベクエネルギー 付加価値税賦課対象外 電気コンロ常設の家庭は1kWh当たり48.75ス
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.19	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.15	月額基本料:- 1m3当たり料金: 364	出所:スヴソス 上水・下水道料金の合計
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.06	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.05	月額基本料:- 1m3当たり料金: 116	出所:タシケントシャハルガス 天然ガス
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)7,150 (2)5,720 (3)8,250	(1)5,682 (2)4,545 (3)6,556	(1)13,475,963 (2)10,780,770 (3)15,549,188	出所:Militzer&Munch 工場立地:タシケント 最寄り港:ポストチヌイ港(ロシア)もしくはノボロシスク港(ロシア) 第3国仕向け港:アントワープ港(ベルギー) (1)工場立地(タシケント)→ポストチヌイ港3,190ドル、ポストチヌイ港→横浜港3,960ドル 日数30~35日 (2)工場立地(タシケント)→ノボロシスク港3,300ドル、ノボロシスク港→アントワープ港(ベルギー)2,420ドル 日数20~25日 (3)横浜港→ポストチヌイ港4,620ドル、ポストチヌイ港→工場立地(タシケント)3,630ドル 日数30~35日 商品によって警備代330ドルが加算。 米ドル建て。
為替	21.為替レート	1米ドル=1884.75スム、1ユーロ=2371.77スム (2012年7月2日)			調査項目により為替換算レートが異なる。 14.国際通話料金、15.インターネット接続料金は中銀公定レート換算の現地通貨払いのため以下のレートで計算。 1米ドル=1,888.64スム、1ユーロ=2,365.49スム (2011年7月3日付)
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	9			出所:大統領決定PP-1675(2011年12月30日付) 商業銀行や興行など特定業種を除く。
	23.個人所得税 (最高税率%)	22			出所:大統領決定PP-1675(2011年12月30日付) 法定最低賃金の5倍以下の場合:9% 同5倍を超え10倍以下の場合:9%(法定最低賃金の5倍以下の部分)+16%(同5倍を超える部分) 同10倍を超える場合:9%(法定最低賃金の5倍以下の部分)+16%(法定最低賃金の10倍以下の部分)+22%(同10倍を超える部分) なお、当該税率には個人負担の社会保険の一部(年金積立基金分の1%)が含まれる。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20			出所:大統領決定PP-1675(2011年12月30日付)
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第8条 日ソ租税条約を承継。
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15			出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第7条 日ソ租税条約を承継。
27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	10			出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第9条 日ソ租税条約を承継。	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 テンゲ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	455	361	68,000	出所:日系進出製造業はほとんどないため、地場企業A社に対して実勢支払いベースをヒアリング基本給含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	806	640	120,500	出所:日系進出製造業はほとんどないため、地場企業B社に対して実勢支払いベースをヒアリング基本給、残業代含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	535	425	80,000	出所:日系進出製造業はほとんどないため、外資系企業C社に対して実勢支払いベースをヒアリング基本給、残業代含む。
	4.営業職(月額)	903	718	135,000	出所:日系進出製造業はほとんどないため、地場企業D社に対して実勢支払いベースをヒアリング基本給、残業代含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	497	395	74,250	出所:地場資本の店舗に対して実勢支払いベースをヒアリング基本給含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	コック:401 アシスタント:334 ウェ이터:268	コック:319 アシスタント:266 ウェ이터:213	コック:60,000 アシスタント:50,000 ウェ이터:40,000	出所:店舗に対して実勢支払いベースをヒアリング基本給含む。
	6.法定最低賃金	117	93	17,439	出所:共和国法第1428-N6-V号「2012~2014年共和国予算について」(2012年3月16日付) Attachment N6
	7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)	n.a.			規程はない。企業によって年間給与の1~12%で支給
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:5.04~14.99% 被雇用者負担率:(年金基金)10% 雇用者負担率の内訳 失業保険:5% 労災保険:0.04~9.99%			出所:共和国基本法第99-IV号「予算への税とその他の義務的な支払いについて(国税基本法)」(2008年12月10日付) 共和国法405号- II「強制社会保険について」(2003年4月25日付) 共和国法第446-II号「労働者の職務遂行における生命および健康への危害に対する雇用者の市民・法的責任強制保険について」(2005年2月7日付) 共和国法第136-I号「年金保障法」(1997年6月20日付) 別途、雇用者には社会税として11%が課される。
9.名目賃金上昇率(2009年→2010年→2011年)	2009年:6.0% 2010年:12.0% 2011年:18.5%			出所:アルマトイ市統計局 各年12月分の前年同月比	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格(m2当たり)	25~100	20~79	3,738~14,952	出所:工業団地「ダム」 米ドル建てを支払い時の中央銀行レート換算でテンゲ払い。
	11.工業団地借料(月額)(m2当たり)	0.3~1.11	0.24~0.88	45~166	出所:工業団地「ダム」 米ドル建てを支払い時の中央銀行レート換算でテンゲ払い。
	12.事務所賃料(月額)(m2当たり)	10~45	8~36	1,495~6,728	出所:ウメクス・リアリティ アルマトイ中心地 共益費、VAT含まず。 米ドル建てを支払い時の中央銀行レートでテンゲ払い。
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	3,000~9,000	2,384~7,152	448,545~1,345,635	出所:ウメクス・リアリティ アルマトイ中心地 戸建(プール、駐車場付き、200~400m ²) 共益費含まず。 米ドル建てを支払い時の中央銀行レートでテンゲ払い。
通信費	14.国際通話料金(日本向け3分間)	1.61	1.28	240	出所:アルマトイテレコム
	15.インターネット接続料金(ブロードバンド)	架設料:58 基本料:13~31	架設料:46 基本料:10~25	架設料:8,693 基本料:1,930~4,700	出所:アルマトイテレコム 料金プラン「メガライン」 ADSL方式 月額接続料は上下回線速度によって異なる。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 テンゲ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:なし 1kWh当たり料金: 0.03~0.19	月額基本料:なし 1kWh当たり料金: 0.02~0.15	月額基本料:なし 1kWh当たり料金: 3.81~28	出所:アルマトイエネルギーズ 昼間料金(7時~19時):13テンゲ/kWh 夜間料金(19時~23時):28テンゲ/kWh 深夜料金(23時~7時):3.81テンゲ/kWh 時間帯によって単価が変わる。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:なし 1kWh当たり料金: 0.08~0.13	月額基本料:なし 1kWh当たり料金: 0.06~0.11	月額基本料:なし 1kWh当たり料金: 12~20	出所:アルマトイエネルギーズ 住人一人当たりの使用量に応じて12テンゲ/kWh、16テンゲ/kWh、20テンゲ/kWhの三段階(電気コンロを有さない家庭ではそれぞれ90kWhまで、160kWhまで、160kWh以上。電気コンロを有する家庭では115kWhまで、190kWhまで、190kWh以上) 使用料によって単価が変わる。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:なし 1m3当たり料金:1.07	月額基本料:なし 1m3当たり料金:0.85	月額基本料:なし 1m3当たり料金:160	出所:ホールディング・アルマトイ 上水道料金:111テンゲ/m ³ 下水道料金:49テンゲ/m ³
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:なし 1m3当たり料金:0.16	月額基本料:なし 1m3当たり料金:0.13	月額基本料:なし 1m3当たり料金:24	出所:カズトランスガス・アルマトイ ガスの種類:天然ガス
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)8,200 (2)4,200 (3)8,000	(1)6,516 (2)3,338 (3)6,357	(1)1,226,023 (2)627,963 (3)1,196,120	出所:Militzer&Munchからヒアリング 米ドル建てをユーロ建て、テンゲ建てに換算。 工場立地:アルマトイ 最寄り港:蓮雲港(中国)、(2)のみアクタウ港 第3国仕向け港:ネカ港(イラン) (1)対日輸出:工場立地(アルマトイ)→蓮雲港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(アルマトイ)→アクタウ港→ネカ港 (3)対日輸入:横浜港→蓮雲港→工場立地(アルマトイ)
為替	21.為替レート	1米ドル=149.515テンゲ、1ユーロ=188.150テンゲ (2012年7月2日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		20		出所:共和国基本法第99-IV号「予算への税とその他の義務的な支払いについて(国税基本法)について」(2008年12月10日付)
	23.個人所得税 (最高税率%)		10		出所:共和国基本法第99-IV号「予算への税とその他の義務的な支払いについて(国税基本法)について」(2008年12月10日付) キャピタルゲイン、受取利子含む。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		12		出所:共和国基本法第99-IV号「予算への税とその他の義務的な支払いについて(国税基本法)について」(2008年12月10日付)
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約第11条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		15		出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約第10条 持ち株割合10%以上の場合5%
27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)		10		出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約第12条	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 エジプト・ポンド	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	236~508	188~404	1,430~3,076	出所:エジプト日本商工会による2012年1月の日系企業賃金調査結果(在カイロ対象企業・団体数:26社、対象者数:995名) 同データは、2011年実績値となり、2012年は平均7.7%増の見込み。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 企業により、交通費、職種手当、皆勤手当、家族手当、能力手当、医療補助等含む場合あり。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	281~3,269	223~2,598	1,700~19,800	出所:エジプト日本商工会による2012年1月の日系企業賃金調査結果(在カイロ対象企業・団体数:26社、対象者数:995名) 同データは、2011年実績値となり、2012年は平均5.6%増の見込み。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 企業により、交通費、職種手当、皆勤手当、家族手当、能力手当、医療補助等含む場合あり。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	826~3,798	656~3,018	5,000~23,000	出所:エジプト日本商工会による2012年1月の日系企業賃金調査結果(在カイロ対象企業・団体数:26社、対象者数:995名) 同データは、2011年実績値となり、2012年は平均8.7%増の見込み。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 企業により、交通費、職種手当、皆勤手当、家族手当、能力手当、医療補助等含む場合あり。
	4.営業職(月額)	372~1,816	295~1,443	2,250~11,000	出所:エジプト日本商工会による2012年1月の日系企業賃金調査結果(在カイロ対象企業・団体数:26社、対象者数:995名) 同データは、2011年実績値となり、2012年は平均9.8%増の見込み。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 企業により、交通費、職種手当、皆勤手当、家族手当、能力手当、医療補助等含む場合あり。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	314~462	249~367	1,900~2,800	出所:現地4社のアパレル関連店舗に直接インタビューした結果。 2012年7月の実態。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 企業により、交通費、職種手当、皆勤手当、家族手当、能力手当、医療補助等含む場合あり。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	248~363	197~289	1,500~2,200	出所:現地3社のレストランに直接インタビューした結果。 2012年7月の実態。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 企業により、交通費、職種手当、皆勤手当、家族手当、能力手当、医療補助等含む場合あり。
	6.法定最低賃金	法的規定なし			
	7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)	基本給(月額)0~5.4ヵ月分(平均2.3ヵ月分)			出所:エジプト日本商工会による2012年1月の日系企業賃金調査結果(在カイロ対象企業・団体数:26社、対象者数:995名) 同データは、2011年実績値。
	8.社会保険負担率	雇用主負担率: 固定給(26%) + 変動給(24%) 固定給 月収 EGP 912.50 : 26% 変動給 月収 EGP 912.50 ≤ EGP 1,200.00(最大値) : 24% ※雇用主固定給(26%)負担率の内訳: 年金: 15% 医療保険: 4% 労災保険: 3% 失業保険: 2% 報酬保障: 2% 雇用者負担率: 固定給(14%) + 変動給(11%) 固定給 月収 EGP 912.50 : 14% 変動給 月収 EGP 912.50 ≤ EGP 1,200.00(最大値) : 11% ※雇用者固定給(14%)負担率の内訳: 年金: 10% 報酬保障: 3% 医療保険: 1%			出所:社会保険庁 (National Organization for Social Insurance) Decree No. 554 of The Year 2007 on The Rules Implementing Social Insurance Law Promulgated by Law No. 79 of The Year 1975 Capital and Trade Magazine Issue 323, 5/3/1996, Social Insurance Contributions and Finance Parties.
9.名目賃金上昇率(2009年→2010年→2011年)	2009年: 12.8% 2010年: 27.2% 2011年: 23.6%			出所:財務省『財政月報 2012年6月』(The Financial Monthly June 2012) 政府機関職員の賃金上昇率を示す。 各年度は7月~翌年6月。2011年度は2011年7月~2012年5月の実績。2012年度は政府予算。	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格(m2当たり)	(1) 8.26~27 (2) 182 (3) 116 (4) 83 (5) 58	(1) 6.56~22 (2) 144 (3) 92 (4) 66 (5) 46	(1) 50~165 (2) 1,100 (3) 700 (4) 500 (5) 350	出所:産業開発公社、現地不動産会社 (1)産業開発公社(IDA: Industrial Development Authority)管轄の全国指定の全国工業地区(Industrial Zone)の土地価格帯(カイロ以外) (2)アポ・ラフツッシュ地区(工業用に認可された土地の平均価格) (3)6th オクトーバー地区(工業用に認可された土地の平均価格) (4)オパール地区(工業用に認可された土地の平均価格) (5)10th ラマダン地区(工業用に認可された土地の平均価格)
	11.工業団地借料(月額)(m2当たり)	(1) 3.50 (2) 7.00	(1) 2.78 (2) 5.56	(1) 21 (2) 42	出所:投資フリーゾーン庁(GAFI)、現地不動産会社 (1)9つの公設フリーゾーンの製造業(カイロ首都圏内は、ナスル・シティー、メディア・プロダクション・シティーの2箇所、イスマイリア、ダミエッタ、シェベイン・エル・コム)の3箇所は半額 (2)9つの公設フリーゾーンの倉庫・サービス業
	12.事務所賃料(月額)(m2当たり)	4.13~25	3.28~20	25~151	出所:現地不動産会社 ドッキ、マーディー、モハンデション、ヘリオポリス、ナスルシティー、ガーデンシティー、ニューカイロ、6th オクトーバー、ギザ(商業あるいは事務所認可された不動産市況)の事務所(150~600m2)。
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	660~4,500	525~3,576	4,000~27,254	出所:現地不動産会社 ドッキ、モハンデション、ザマレク、マーディー、6th オクトーバー、ヘリオポリス、ニューカイロのアパート(2LDK~6LDK)、200~400m2 家具付が一般的。
通信費	14.国際通話料金(日本向け3分間)	(1) 2.23 (2) 1.73	(1) 1.77 (2) 1.38	(1) 13.50 (2) 10.50	出所:Telecom Egypt (1)8~20時:4.5エジプト・ポンド/1分間×3分間 (2)20~8時:3.5エジプト・ポンド/1分間×3分間
	15.インターネット接続料金(ブロードバンド)	(1) 16 (2) 23 (3) 36 (4) 63 (5) 115 (6) 224 (7) 322	(1) 12 (2) 18 (3) 29 (4) 50 (5) 91 (6) 178 (7) 256	(1) 95 (2) 140 (3) 220 (4) 380 (5) 695 (6) 1,355 (7) 1,950	出所:TEDATA ADSL(1ヵ月料金、無制限、各スピード) (1)512kbps (2)1,024kbps (3)2,048kbps (4)4,096kbps (5)8,192kbps (6)16,384kbps (7)24,576kbps

		米ドル	ユーロ	現地通貨 エジプト・ポンド	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:なし 1kWh当たり料金: (1) (a)0.04 (0.05) (b)0.03 (c)0.03 (2) (a)0.04 (0.07) (b)0.03 (c)0.03 (3) (a)0.06 (0.09) (b)0.04 (c)0.04	月額基本料:なし 1kWh当たり料金: (1) (a)0.03 (0.04) (b)0.02 (c)0.02 (2) (a)0.04(0.05) (b)0.03 (c)0.02 (3) (a)0.05 (0.07) (b)0.04 (c)0.03	月額基本料:なし 1kWh当たり料金: (1) (a)0.22 (0.33) (b)0.16 (c)0.15 (2) (a)0.26 (0.40) (b)0.19 (c)0.19 (3) (a)0.36 (0.54) (b)0.26 (c)0.26	出所:エジプト電力公益事業・消費者保護規制公社(Egyptian Electric Utility & Consumer Protection Regulatory Agency) (1)超高压、(2)高压、(3)中規模電圧。 (a)鉄鋼・セメント・肥料・アルミニウム・銅・石化の産業分野(ピーク時)、 (b)ガラス・陶磁器の産業分野、 (c)a・b以外の産業分野
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:なし 1kWh当たり料金: (1)0.008 (2)0.016 (3)0.020 (4)0.029 (5)0.042 (6)0.060	月額基本料:なし 1kWh当たり料金: (1)0.007 (2)0.012 (3)0.016 (4)0.023 (5)0.033 (6)0.048	月額基本料:なし 1kWh当たり料金: (1)0.050 (2)0.095 (3)0.123 (4)0.177 (5)0.252 (6)0.368	出所:エジプト電力公益事業・消費者保護規制公社(Egyptian Electric Utility & Consumer Protection Regulatory Agency) 月額電力消費量別料金 (1)50kWh:2.50エジプト・ポンド/50kWh(0≤50kWh:0.05エジプト・ポンド/kWh) (2)200kWh:19エジプト・ポンド/200kWh(51≤200kWh:0.11エジプト・ポンド/kWh) (3)350kWh:43エジプト・ポンド/350kWh(201≤350kWh:0.16エジプト・ポンド/kWh) (4)650kWh:115/650kWh(351≤650kWh:0.24エジプト・ポンド/kWh) (5)1,000kWh:252/1,000kWh(651≤1,000kWh:0.39エジプト・ポンド/kWh) (6)2,000kWh:732/2,000kWh(1,000kWh<:0.48エジプト・ポンド/kWh)
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:なし 1m3当たり料金: (1)0.25 (2)0.17	月額基本料:なし 1m3当たり料金: (1)0.20 (2)0.13	月額基本料:なし 1m3当たり料金: (1)1.50 (2)1.00	出所:2004年大統領令第5号 (1)上水料金 (2)下水料金 工業・商業用水道料金
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:なし 1m3当たり料金: (1)0.11 (2)0.05	月額基本料:なし 1m3当たり料金: (1)0.09 (2)0.04	月額基本料:なし 1m3当たり料金: (1)0.69 (2)0.29	出所:石油省 (1)高エネ産業分野:3.00USD/MBTU、 (2)(1)以外の産業分野:1.25USD/MBTU 料金単位:英熱量(BTU)の100万BTU当りの米ドル(100万BTUは、26.4m ³ のガスと同等でこれに基づき料金を算出)。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)①1,909 (1)②1,959 (1)③2,959 (2)1,815 (3)5,265	(1)①1,517 (1)②1,557 (1)③2,351 (2)1,442 (3)4,184	(1)①11,562 (1)②11,865 (1)③17,921 (2)10,990 (3)31,886	出所:日系通関企業 工場立地:カイロ首都圏内 最寄り港:①ダミアッタ港、②ホルトサイド港、③デヘーラ港 第3国仕向け港:ジェノバ港(イタリア) (1)①対日輸出:工場立地(カイロ)→ダミアッタ港→横浜港 (1)②工場立地(カイロ)→ホルトサイド東港→横浜港 (1)③工場立地(カイロ)→デヘーラ港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(カイロ)→アレキサンドリア港→ジェノバ港 (3)対日輸入:横浜港→デヘーラ港→工場立地(カイロ)
為替	21.為替レート	1米ドル=6.0565エジプト・ポンド、1ユーロ=7.6215エジプト・ポンド (2012年7月2日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	20			出所:2005年法第91号所得税法 石油及び天然ガスの探鉱・生産会社:40.55% 公的機関は別途異なる税率。
	23.個人所得税 (最高税率%)	25			出所:2005年法第91号所得税法(給与税に相当) 年収5,000エジプト・ポンド以下は免除 (1)5,000~20,000エジプト・ポンド:10% (2)20,000~40,000エジプト・ポンド:15% (3)40,000~10,000,000エジプト・ポンド:20% (4)10,000,000エジプト・ポンド超(2011年に追加)
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	10			出所:1980年法第11号消費税法 商品又はサービスの種類により税率異なる場合あり(サービスの税率:5%~10%)。
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	20			出所:2005年法第91号所得税法 (日本は租税条約締結国) 源泉徴収後送金 租税条約未締結国も同様の20%の源泉徴収
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	免除			出所:2005年法第91号所得税法
	27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	15			出所:2005年法第91号所得税法 (日本は租税条約締結国) 源泉徴収後送金 租税条約未締結国は20%の源泉徴収
全体	28.特記すべき事項	投資フリーゾーン庁に認可された外資に関しては、各認可内容により税制・公共料金等にて別途個別に各種の優遇措置が受けられる。			

アンケート返送先 FAX : 03-3587-2485

e-mail : ORD@jetro. go. jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課 宛

● ジェトロアンケート ●

レポートタイトル: 欧州投資関連コスト一覧 (北アフリカ・CIS 諸国を含む)

ジェトロでは、欧州投資関連コストに関するレポートを作成いたしました。お読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。

今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1 : 今回、本報告書で提供させていただきました「欧州投資関連コスト一覧」についてどのように思われましたでしょうか? (○をひとつ)

4 : 役に立った 3 : まあ役に立った 2 : あまり役に立たなかった 1 : 役に立たなかった

■質問2 : ①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■質問3 : 今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	会社・団体名
		部署名

～ご協力有難うございました～